

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【22】」

2. 日時：令和3年12月15日(水) 14時30分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

畠山安全審査官、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について
(2021年12月3日申請)

・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請
補足説明資料(2021年12月3日提出)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の岩野です。それでは時間になりましたので、大飯発電所第3、第3号機及び第4号機の火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可の事実申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:15	それではですね、
0:00:18	まず先日、提出していただいた補正書等、あと補足説明資料について、ちょっと私の方からいくつか質問をさせ、確認をさせていただければと思います。
0:00:31	まずですね。
0:00:35	まずおっきな話として火災、防護設備の基本設計方針に関する確認事項を幾つかいくつかなんですけど。すいません。まず
0:00:46	申請書ですね、補足説明、補正書の、
0:00:51	3のローマ数字の2の、
0:00:55	8-4-3のジュース13ページ下野桁か13ページの、火災感知器の基本設計方針のところのページをお願いします。
0:01:05	殊、すいません11ページからですね。
0:01:07	の基本設計方針のところを、
0:01:09	開いていただけます。
0:01:15	関西電力の方、準備できましたでしょうか。
0:01:21	関西電力原子力事業本部です。資料、準備の方ができましたので、よろしく願いいたします。
0:01:29	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。まず基本設計方針のところの話なんですけども、今回のバックフィットにあたってはですね。
0:01:39	火災感知器が、使用前検査での火災感知器のの設置のパターンっていうのが使用前検査でなかなか確認できていなかったっていうところを踏まえての、
0:01:50	火災感知器のバックフィットになってますので、使用前検査で火災感知器の設置のすべてのパターンが確認できるように、
0:02:00	環境条件のところ、環境条件による火災感知器の選定方法とか選定条件というのを、基本設計方針に追加していただきたいと思います。
0:02:13	関西電力の方この点についてはよろしいでしょうか。
0:02:39	関西電力原子力事業本部です。どうぞお時間いただけますでしょうか。はい。失礼しました所長も、承知いたしました。
0:02:50	比留間でございます。よろしく願いいたします時間をすいません、取りまして、失礼いたしました。
0:02:56	こちらの方ですね基本セキ方針に入れるべき事項ということで、今承った湖面報を説明している箇所についてはですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	今資料 2 の方の火災防護に関する説明書でいきますと、店舗上位 3-添付 2-22 というページのところにですね。
0:03:20	第 4-3 表とかで、各エリアの考慮事項整理結果なるものを、表という形で整理をさせていただいているのですが、
0:03:31	こういったところの整理をですね、基本設計方針のところ、わかるように書くという、
0:03:40	コメントと理解してよろしいでしょうかすみません、こちらの受けとめは以上です。
0:03:46	規制庁の岩野です。そうですね。
0:03:51	主事としては補足説明、添付書類では添付資料ではなくって、今回認可事項になるのは基本、あくまでも火災防護に関する基本設計方針のところなので、その基本設計方針のところに、
0:04:03	入れていただきたいと、そういう趣旨です。
0:04:13	すみません関西電力の方、よろしいでしょうかもうちょっと。
0:04:17	イメージができてないということであれば、
0:04:20	どういうところが、ちょっとまだ、理解されてないかっていうところをいただければと思います。
0:04:30	はい。完済後、原子力事業本部ウシジマでございます。ちょっとこちらの方もイメージを持たないといけないかとはいえそのように理解をしております、今は例えば、ご指摘いただいた佐瀬。
0:04:44	基本設計方針側のですね、8-4-3 の 11 ページ、この書き出しのところは、基準の要求事項からのオウム返しになって恐縮なんですけど、
0:04:56	4 行目とかそういったところに環境条件とかそういったことを考慮して、基本となる三つの感知器ですね、アナログ式の煙とかなる主な熱とか孔内ではないけれども、
0:05:10	炎であるとか、こっから組み合わせますということと、それ以外の感知器というものは一応並べては書いてございます。あと、なお書きで、
0:05:20	その次の 12 ページのなお書きのところでは、
0:05:23	それぞれの感知器について、平常時とか現象把握できるようにということを書いてはいるのですが、
0:05:33	ここ部分で、どこの部分について、足らずというところですね、本当なのかというところをですね、
0:05:44	おっしゃっていただければ、よりこちらの方も受けとめが、理解が進みますのでよろしくお願ひします。
0:05:51	規制庁都築です。今野さん、もうちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:55	書いてもらいたい趣旨をですね、説明した方が、
0:06:00	関西電力もイメージがわかりやすいと思うんですけど。すみません。規制庁の岩野です。趣旨っていうのは、さっき言った
0:06:11	商売検査で確認ができるようになっていうところの話でしょうか。
0:06:17	規制庁スズキそうですね。
0:06:19	はい。長米検査で何を我々が確認するんだろうなというイメージを持っているかどうか。
0:06:27	その部分ですんで今現在、
0:06:30	関西電力として使用前としてはこんな、
0:06:33	ことを、
0:06:35	見ようというふうな計画を立てているとそこが、
0:06:40	マッチしないと、多分、基本設計方針のその記載について、
0:06:45	同じところにたどり着かないんじゃないかなあと思うので、そこを話をした方が、
0:06:54	関西電力もイメージがつきやすいかなと思います。
0:06:58	はい。規制庁の岩野です。承知しました。江藤。その趣旨はですね、ちょっと使用前検査でっていう話をさせていただき、使用、使用前事業者検査、
0:07:09	はい。
0:07:10	いてという話をさせていただいたんですけど、その時に、
0:07:18	例えば
0:07:22	その環境条件で機能しない、感知器が、そこに設置されていないことであるだとか、
0:07:32	ていう、そういう観点からですね、
0:07:36	検査の中で、ここに付けるべき感知器は、この感知器がついていなきゃいけないっていうのが基本設計方針の、
0:07:45	方針において、しっかりわかるように、
0:07:49	基本設計方針の中に書いていただきたいっていう趣旨だと思ってるんですけど、すみません。鈴木さん、補足等あればお願いします。
0:07:57	規制庁鈴木です。もう少し噛み砕いて言うとですね。
0:08:01	あるエリアについて、基本設計法人、
0:08:07	の
0:08:08	内容を、事業者の方で、使用前事業者検査をやると言った時に、
0:08:15	このエリアにある感じ切って、まずどんなタイプのものが、
0:08:19	あるんですかねっていう。
0:08:22	ところを見られるんじゃないかなと我々イメージしていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:26	その時にこのエリアってのはこういう環境条件、
0:08:31	なので、
0:08:32	予想される火災の性質、
0:08:35	を踏まえた上で、こういうタイプとこういうタイプ。
0:08:39	があると。
0:08:41	要するに種類あると。
0:08:43	いうところをまず見られるのかなというふうに思っていますね、その2種類がこのタイプとこのタイプだよっていうのが先ほど岩野が言ったような、誤動作しない。
0:08:55	ことであるとかあと、基準ではないですけども、関西電力との方では高放射線のエリアについては、
0:09:04	故障しないとか、そういういろんな、
0:09:08	環境条件を考慮した上で、こういったものがついているってことが、
0:09:14	事業者検査の中で確認するための、
0:09:22	判断基準っていうのか、それが適切であるってことを説明できる。
0:09:29	エンジニアリング上のメトリクスみたいなものっていうものが基本設計方針の中に、
0:09:36	書いてなければ、そこんところはきっちり見れないのかないうところを我々は、
0:09:42	気にしているという、そういう趣旨です。関西電力の方、イメージできたでしょうか。
0:10:03	関西電力吉澤でございます。現状基本設計方針、例えば3-2-8の4-3-14。
0:10:15	以降ですね、ろうはということで放射線量が高い場所を含む駅や高店様エリアを久我エリアにつきましては、今、鈴木様おっしゃったような、
0:10:27	趣旨で、どういうタイプの感知器つけるというのを記載してるんですけども、それ以外については、特に消防法施行規則通りというところで、
0:10:39	言及はしてないんですけども、各エリア、この移動は以外にもですね、
0:10:46	エリア分類してますんで、それぞれのエリアに対して、感知器のタイプであるとか、そのタイプを選定した考え方、これを記載するようにと。
0:10:58	いう、そういう趣旨でしょうか。
0:11:07	規制庁鈴木です今のさはい。
0:11:10	基本設計方針の各順番だとかそういったところも、多分、
0:11:15	話をしないと。
0:11:17	今の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:19	書き分けのところの、我々がイメージしてる場所は、
0:11:24	何かこう、
0:11:25	共通認識にならないのかなって思うので、
0:11:29	そこからちょっと話した方がいいかもしれないですね。
0:11:33	なるほど。はい。規制庁の今野です。承知しました。ちょっと。
0:11:39	基本、
0:11:41	そう。
0:11:41	ですね、設置と選定の書き分けのところから、
0:11:47	だから、
0:11:48	よろしいですかね。
0:11:53	規制庁鈴木です。多分多分そういったところだと思います。はい、わかりました。
0:11:58	はい。規制庁の今野です。すみませんちょっと
0:12:02	さっきの環境条件のところはですね、ちょっとひとまず置いておいてで、ちょっと全体の
0:12:11	構成の話を、
0:12:12	今から1個させていただいてそれを踏まえて、ちょっとイメージができてるかどうかというのを関西電力に確認させていただきたいと思います。
0:12:20	それはちょっと全体の構成の話なんですけども。
0:12:24	今回、火災防護審査基準は、2.2. 1(1)の①と②っていうふうに分かれていて、①の方に火災感知器の、
0:12:35	選定についての話が集まって書いてあって、②設置方法について書いてあるっていうふうな項目に分かれていることもあるので、火災感知器の選定の項目と、あと設置方法の項目をしっかり分けて、
0:12:49	書いていただいた方が、若井
0:12:53	そういう構成の方がわかりやすいと思うので、そういうふうに書いていただきたい。基準もそういうふうになっているし、そっちの方がわかりやすいと考えているので、そういうふうに分けて書いていただきたいと思ってます。
0:13:05	規制庁続けてちょっとイワノ言い方が良くなかったんですけど。
0:13:10	火災防護審査基準で今回改正したところ、その感知器について、
0:13:16	①と②というふうな、書き分けをしたというところについてはこれまで審査会合の中で、河西室長の森谷の方からですね。
0:13:27	いろいろ解説をしたりだとかしてまして、
0:13:33	そこについては基本は①火災防護審査基準の方の①なんだけれども、設置の仕方として02として、例示を明確にしましたというところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:44	改正の趣旨ではあったんですけども。
0:13:47	関西電力の方の考え方として、
0:13:53	①の方は、選定だとか誤動作防止だとか、
0:13:57	そういったところについて、まず確認をするところとして考えていて、
0:14:04	設置については丸井の方で、具体的に考えていくんだっていうようなことを、これまで審査会合の中で、審査会合資料の方で示されてきたと、我々理解していたので、関西電力のを、
0:14:18	整理の仕方としてはまず、選定と誤動作防止の部分を、
0:14:25	まずひとまとめに説明して、そこで、このエリアってのはこんな感じ機 2 種類が選定できるよねっていう、
0:14:34	方針があって、実際にそれを②の選定をしていく、設置の考え方に持ち込んだときにうまくないところだけは微調整するみたいな。
0:14:47	そういう感じなのかなと思っていて
0:14:52	今回の補正を見てみるとまあ、そうではなくて幹事の選定のところも、設置に、
0:14:59	依存するので、例えば候補者整理やなんかは、選定と設置。
0:15:05	方法っていうのは、一緒くたに書いているみたいな。
0:15:10	感じになっていてですねその辺が我々としてはどういうふうに。
0:15:15	具体設計をしているのか或いは管設計の考え方をまとめているのかというところが、
0:15:23	ちょっと今まで審査会合で聞いた内容と違うかなと思って、まずは、
0:15:28	関西電力の考え方は、まず選定するんだろうなとそ、それであれば選定の段階でまず 1 回、
0:15:36	次、事業者検査、これ、このエリアにはこれとこれがあるよね、このタイプ、このタイプ二つタイプあるよねっていうような確認をしていくのかなあと思って、こういった、
0:15:48	事実確認をさせてもらおうかなという趣旨で今聞いてるところなんですね。ちょっとその辺ところも勘案してちょっと。
0:15:57	残念ながら、前回の審査会合で火災防護審査基準の①と②分けて考えますよって言う部分について今最新の補足説明資料で、
0:16:09	何ページ載ってるかずっと探しながら話してたんですけどなかなかちょっと見つからないので、表を作られていて、丸とか三角とかってつけられてた表でそれを説明。
0:16:21	されていたと思ったんでちょっとそれ補足説明資料の中で、ページ数指定していただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	そういった観点でちょっともう一度、説明をしていただき、説明というか、関西電力としての認識を、
0:16:34	説明していただけますでしょうか。お願いします。
0:16:47	はい。関西電力比留間でございます。
0:16:51	今、鈴木様がおっしゃられた絵と感知器の選定というところにつきましては、今お手元補足説明資料はございますでしょうか。
0:17:02	補足説明資料で、放射線量が高いところに関係する、説明を求めたところがですね、ございましてその 195 ページあたりからですね。
0:17:16	要求事項等感知器の選定方法というところで、審査基準の要求を踏まえて、感知器の主に求められる要求事項等、
0:17:27	選定方法というものを、表にまとめたものが 195 ページ。
0:17:32	で、多分スズキ 3 倍としておっしゃられた、それらをですねどれが使えてどれが使えないよねっていうのは、イメージをお示したものは、
0:17:42	196 ページの、東亜なる感知器以外で何が使えるかっていうことも検討いたしました。こういったことを補足ではご説明したり審査会合等では、
0:17:54	ご説明していたというものでございます。ただ、ここに出てきたかんじきというのは、例えば、空気吸引式とかですね、そういったものが施工可能な場合には使えますねといったこととかはございますが、
0:18:10	その実際の選定、
0:18:13	した後のですね、設置方法を考える願にあたっては、
0:18:17	保安水準今回設定しているようなところではダクトのところに、アナログ式の感知器を設置するということですね、そこはまた設計のチューニング、今先ほど鈴木様の言葉をお借りしますと。
0:18:31	チューニングという意味合いで見直しをかけてございますので、ちょっとそこは私どもの中ではですね一連の結果として、高放射線のところについてはですね、
0:18:43	設計結果の形で、今の基本設計方針に、水準の適用についてまとめさせていただいたと、今、その辺はちょっと下の括弧になってございます。
0:18:55	①と②をですね、どンドンと分けて書くというところですねあまりそこについて、意識していたかと言えば、もう一連の流れとしてですね。
0:19:08	保安水準の適用するところについて、詳細に書いて、あとは、火災保護に関する説明書のところですね、それぞれのちょっと特殊、それぞれ考慮を要するエリアについては、
0:19:21	個別に説明書の方に書いておくと、そういった構成にしてございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:27	なので、ちょっと今おっしゃられてる点がですね、読まれて、期待されたものと、違うのではないかということをおっしゃられているのかと、そのように理解をしたところでございます。
0:19:39	まずは、すいません、私の方からは補足として以上でございます。
0:19:50	規制庁鈴木です。
0:19:52	私が言った前回の審査会合でって言ったのはですね。
0:19:57	補足説明書で言うと 262 ページ。
0:20:03	ですね。
0:20:06	第 3-11-1 表。
0:20:10	確かにこれ、広報者支援、清野放射線量が高い場所を含むエリアの、
0:20:16	火災防護審査基準の観点における整理っていうふうになってるんですけども。
0:20:26	①側、火災防護審査基準の①。
0:20:31	の方で、
0:20:35	この真ん中の欄ですね、今、ページ開けてますでしょうか。
0:20:42	てるようでしたらお声掛けしてください。
0:20:45	大丈夫ですか。はい。真ん中の①と書いてあるん、全部白抜きになってるところって言うてるのは、
0:20:54	消防法施行規則だとかそういったところを、
0:20:58	関係なく、説明しているところだと。
0:21:02	思っていて、ここについては 2 種類のお感じ期を選定できていて、
0:21:10	誤動作防止なんかも図れるよっていうのでマルが書いてあって、
0:21:14	右側の欄の②の消防法施行規則。
0:21:20	またそれと同等以上の方法により設置しているか米印 1、ここで初めて、消防法施行規則通りに設置するかどうかという。
0:21:31	ところの議論が出てきて、
0:21:34	①の方で選定したけど、結果的に②でそれがつけれなければ、
0:21:41	三角のところはチューニングしていくんだよっていう。
0:21:44	そういう、
0:21:46	段階を経てやっていくような、設計、
0:21:51	の考え方なのかなっていうふうに思ってこれが
0:21:54	御社が高い場所だけはこうですっていうことなのかそれとも全体的に、
0:22:01	真ん中の欄と右側の欄っていう、順番で見っていくっていう考え方なのかそこをちょっとまず、
0:22:09	説明をしていただけますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:38	関西ウシジマでございます。ちょっと今鈴木様からおっしゃっていただいた点です。踏まえましてこちらの方で確認しておりました。すみませんお時間とりましてすみませんでした。
0:23:52	今ご指摘いただいた、262 ページの表はですね確かにこれは高放射線のところについて、かなりこの四つのエリアがですね、
0:24:03	障防法通りつけられないということについて、①と②について整理をしたものでございます。で、翻ってみますと、じゃあこれ以外のエリアも含めてどうかというところで、
0:24:16	総じて言えば、この感知器の組み合わせっていうのはですね、先ほどの基本設計方針の三つの組み合わせというところの中です。ね。
0:24:27	使えるものを二つ組み合わせる異なる感知器の組み合わせというのが成立するというのが、大筋のパターンでございますが、
0:24:35	ただ、場所場所によってはですね、例えば、衛藤。
0:24:40	高店長であるとか、屋外であるとか、一部合格がたーを使用しないといけないようなところについてはですね、感知器としてそれ以外のものも含めた組み合わせと。
0:24:51	いうものが出て参るというところでございますんで、そういったところの、今おっしゃっていただいた①のですね、適正な組み合わせを作動方針というところですね。
0:25:04	どういった組み合わせがになるのかと。
0:25:08	いうところについてはですね、今こちらでも話をしておったんですが、
0:25:13	今の基本設計方針の中 2 ページ以降のところですね、11 ページの最後のあたりから、12 ページに入るところではですね。
0:25:26	上記 3 種類以外の感知器としてこれこれこれこれこれこれこれ使えるというんでこれをこの中で選択して組み合わせるんですということが書いてあるものですね。
0:25:36	どういったところで、こういった、これとこれを使うんですという考え方をもう少し、記載を充実することによってですね、①の感知器の組み合わせとして、こういった場所はこういった感知器ならいいと。
0:25:51	ということが読み取れるようになるかなということを今こちらの方で議論をしているところでございます。
0:25:59	で、そのイメージというのは、先ほど申し上げた、
0:26:04	補足説明資料ですか。先ほど私がそれに申し上げたの。
0:26:11	箇所が、
0:26:13	表が伺いますPDS、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:17	その表に書いてあるような項目をですね。
0:26:23	補足説明資料の、
0:26:30	結構調べてたところは、
0:26:35	46 だっけ。
0:26:39	すみません、ちょっとめくりながら、
0:26:53	これは、
0:26:57	線量が高いところで使える、使えない話なので一番最初にあったんですが、
0:27:06	そう、説明書が結局は、火災防護に関する説明書の、
0:27:13	説明承認があった。
0:27:19	えっと、
0:27:21	添付 2-22 ですかね。
0:27:24	やはり、ここにあった交流事項のところの組み合わせですか。
0:27:29	このところをですね。
0:27:32	添付 2-22 ないしはその前の 21、21 ページは、放射線量が高いところに限定されてますけど、
0:27:40	どういった組み合わせになるのかということですね。
0:27:44	です。
0:27:45	この 20 ページから 22 ページのところに書いてあるような考え方をですね、基本設計方針の中で、
0:27:54	もう少し書かせていただくことによって、
0:27:59	おっしゃっているところが、急ぐのかなと、今そのようにちょっと考えたところでございます。以上です。
0:28:06	規制庁スズキすみません最後の。
0:28:08	補足説明資料か添付資料か、どちらのページのことと言われてましたでしょうか。
0:28:19	すみません。今、最後に申し上げていたのは、添付資料の火災防護に関する説明書の衛藤新野 20 のところからですね。
0:28:29	22 のところで、表で整理して展開してありますが、特にこの 22 のところで考慮事項で、こういったところはこういった感知器を選定しますということを書いていますので、ここの趣旨を、
0:28:45	基本設計方針側にももう少し吸い上げて書かせていただくのかなと、ちょっとそのように考えた次第であります。
0:28:54	はい。規制庁鈴木です。
0:28:57	説明は理解しました。やはり
0:29:01	今、認識していただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:03	ただ、
0:29:07	防水型と防爆型、それから、
0:29:14	熱さ、
0:29:16	熱サーモかな。
0:29:18	と光ファイバーが特にこの辺が、
0:29:20	あまりどういったところに使うってところが基本設計方針の中ではよく見えなくて、
0:29:26	アナログ式でない炎なんかは、
0:29:30	こういったところは、
0:29:33	これしかないんだよってというような説明があったりするので、わかりやすいかなと思っていたので、
0:29:39	多分、
0:29:40	認識は共通になったのかなというふうに思います。
0:29:46	とりあえず、そこまで行けたと思うので、引き続き、岩野さんの方で、
0:29:51	続けてください。
0:29:54	規制庁の岩野です。1点だけちょっと確認をよろしいですか。
0:29:59	すいません。とりあえずそうです。鈴木さんと関西でちょっと両方なんですけども、確認したいんですけども、
0:30:07	添付書類の22ページ、添付資料2-2の22ページの表のところの関係なんですけど、ここは何かこのエリアについては、こういう感知器を選定しますっていう表になってますけど、その、
0:30:20	海水ポンプエリアこういう感知器を設定しますってというようなものではなくって、
0:30:24	外気が流入するような環境からは、こういう感知器を選定するっていうそういうような書き方をさせていただきたいというふうに、私たちは理解しているんですけど。
0:30:35	まずすいません鈴木さんとしても同じでよろしいですか。
0:30:40	規制庁鈴木です。私としては、添付資料。
0:30:44	2の22ページのイメージよりかは、
0:30:48	20ページ21ページでなぜこれらの感知器を選定してきたのかっていうところが、
0:30:55	環境条件なりで説明があるのかなと思っています、
0:31:01	そういうことかなと思っているので、エリアごとにこういうのを組んだよってという言い方ではないというふうに思っています。
0:31:09	はい。規制庁の今野です。多分私と同じイメージじゃないかなと思ってます。なのでそのエリアというよりも、その環境条件どういう環境で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	どういう関係を選定するのかっていうところがわかるように書いていただければと思います関西電力の方はいかがでしょうか。
0:31:31	はい。関西電力、牛島でございます。今のやりとりでもってですねイメージがわきましたのはおっしゃるところは、確かに 11 ページから 12 ページの基本設計方針はですね、3 種類の基本的な組み合わせ以降はですね。
0:31:48	こういったアナログ式の煙感知器は例えば蒸気式が、とが充満する場所には設置せずとかこういったところには使えないとかそういったことは書いてあるものの、
0:31:58	こういったエリアである場合にはこの感知器とこの感知器の組み合わせとするとか、例えば、防爆仕様を必要とするところは防爆型の、
0:32:09	熱感知器等、防爆式の炎感知器の組み合わせにするとか、多分そういった
0:32:16	環境条件を考慮してこういった場所はこの漢字 1 個の感知器の組み合わせになるという意味合いですね。
0:32:22	多分 20 ページ、添付資料 2 の 20 ページに書いてあるところのエリアという名称の個別名称を出すのではなくて、こういう環境条件のところは今後の感知器とかの各種の組み合わせになるということ、
0:32:36	書いていくのかなと、そういうふうにと受けとめました。理解しました。以上です。
0:32:42	規制庁鈴木です。あと岩野さんには、
0:32:45	加来イワノさん確認したいんですけど、最終的な組み合わせのところまで、
0:32:54	書いた方がいいのか、単純に環境条件こういう環境に対してはこういう感知器を選定するっていうだけにした方がいいのか、ちょっとその辺のところまで、
0:33:05	話をしてもらいたいんですけども。
0:33:14	規制庁の今野です。少々お待ちください。
0:34:06	は、規制庁の今野です。お待たせしました。
0:34:10	すいません。ちょっと回答になってるかどうか、ちょっとちょっと話聞いていただけスズキさんに聞いていただきたいんですけど、私としては
0:34:21	個別のすいません。
0:34:26	基本設計方針に書いた選定の条件を見れば、このエリアについてはこの感知器とこの感知器が選定されるっていうことが、わかればいいと思ってます。
0:34:37	すいません。以下、1 個これで回答になってますでしょうか。
0:34:45	規制庁鈴木です。
0:34:50	関西電力の方で
0:34:54	この小宮土になるでしょうっていうところまで基本設計方針に 1 回に、
0:34:59	書かれることになるすると、
0:35:03	それじゃない組み合わせでは、事業者検査は通らないという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	結論になると思うんですけどもそうすると、
0:35:13	ものすごい、
0:35:15	パターンを書かなきゃいけないんじゃないかなっていうふうに思うんですけど。
0:35:19	そこまで、事業者検査で、
0:35:22	確認すべきというふうに理解しているということでしょうか。今野さんへの質問です。
0:35:54	北野イワノです少々お待ちください。
0:35:59	規制庁の岩野です。すいません。関西電力にお聞きしたいんですけど、
0:36:05	個別のエリアの条件を変えたときに、
0:36:09	個別の、
0:36:11	感知器の選定条件を変えたときに、どれくらいのパターンになるか、そのスズキさんがおっしゃるような何か膨大なパターンになるのかどうかっていうのを調べて多分すぐには回答。
0:36:22	敵はすぐに回答できそうであれば回答していただいて、やっぱり難しいということであれば、ちょっと次のヒアリングまでにどれくらいのパターンになるのかってところをちょっと調べて回答していただければと思います。
0:36:34	規制庁鈴木ですそれについてはすでに、
0:36:37	添付資料 2 の 20 ページの 21 ページに全部書いてあると思ってるんですけど。
0:37:01	関西電力さんの方で、
0:37:04	添付資料 2 の 20 ページと 21 ページってのは、
0:37:08	一応今回、設計 2 の段階においてピックアップされた一通りの、
0:37:15	パターンが全部書いてあるという。
0:37:18	つもりでよろしいですね。
0:37:20	あくまでも設計 2 ですけど。
0:37:26	はい、関西電力、牛山でございます。今おっしゃられた 2 添付資料 2 の 20 ページの組み合わせですね、エリア単位の組み合わせがこれで網羅されている通りで、21 ページにおいても放射性の高いところについてもしかりでございます。
0:37:41	で、先ほど来ちょっと岩野さんもおっしゃられたですね、基本設計方針に書き出すというところは、ちょっと気をつけないといけないなと思ってますのは、以前エリアごとにですね、細かく書いてるものをですね。
0:37:54	設置許可のテンパ値からちょっと踏襲するというか、そこから展開する形でエリアごとにずっと書き並べていく形になっていたものをですね、ちょっと整理しまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:05	基本的な組み合わせということで今の書きぶりにして、保安水準のところに関わるところをですね、後ろに丁寧に変えたという構成に今回しておりますので、
0:38:17	今回組み合わせについて、変えていくということについてはそうかなと理解はしておるんですけども、エリアごとに細かく組み合わせを書き出すと、また前の、
0:38:29	議論の時に戻るかなということも気にはしておりますので、ちょっとそこは、
0:38:35	どこかでうまい整理をつけないといけないなと思いつつ今ちょっと考えているところがあります。以上です。
0:38:43	規制庁スズキちよつし、私見ですけども。
0:38:46	先ほど関西電力の方で、基本設計方針の中 2 ページの頭書きのあたりのところ、ごめんなさい。
0:38:54	11 ページの一番下のところから、12 ページの頭のところ、
0:38:59	ここでずらずらと並べてるものについては環境条件について、
0:39:04	特段、
0:39:07	詳しく説明しなくて一部、熱サーモ後ろの方で、
0:39:12	書いてあって、するのかな。ちょっとそこは書いてあるのを書いてないのがあって、
0:39:18	私のイメージはまず 11 ページの、
0:39:24	下から 2 段落目のところで基本の 3 種類がありますよ、これ添付資料 2 の 20 ページの一番上のところですけども。
0:39:33	まず、一般のエリアについて言えばここ一般のエリアなんで、
0:39:40	煙、アナログ式の煙アナログ式の熱。
0:39:44	アナログ式でないこの中から 2 種類選んでますっていうだけで、
0:39:49	いいので特段何かそこは、環境条件とか何とかってあんまり何か言う必要はないと思っていて、
0:39:56	ただ環境条件によって、
0:39:58	防爆型を選ばなければならないというような条件が出てくるんだろうなっていうふうに思っていて、
0:40:07	可燃性の蒸気だとか、
0:40:12	水槽が足が出るようなところについては、
0:40:16	アナログ式でない防爆など熱感じだとか、
0:40:22	アナログ式でない防爆型の方のかんじきを、
0:40:27	選定するみたいな、そういった環境条件がそこで書いてある。あれば、あと組み合わせるのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:35	環境条件に応じて、
0:40:38	組み合わせができてればいいだけなので、あえて何か、
0:40:42	私、
0:40:44	個人的には、基本設計方針の中で、
0:40:47	環境条件こんなことを考えるようそれらに、の考慮して、
0:40:53	組み合わせで選定してくるんだっけが書いてあればいいような気がしているんですけども。
0:40:59	関西電力としてはそのぐらいまでだったら、
0:41:04	以前、各エリアごとに細かく書いてたっていうところにならないと私は思うんですけども、印象としてはどうでしょう関西電力としては、
0:41:16	はい。関西電力牛山でございます。今おっしゃっていただいたことでこちらの理解でございまして、今おっしゃる通り 12 ページのですね。
0:41:26	書き以降とかですね、それぞれの感知器が主語になった形で、こういった場所に使えないとか、そういったことが書いてあるんですが、環境条件というものをですね、
0:41:38	先に立てて、こういった蒸気がある 10 万年の状況、環境のところについては、誤作動防止の観点で、
0:41:50	カンセキとしてはこういうものを使います。とか、或いは防爆式の感知器を使えますとか、多分その環境条件というものをですね、丁寧に変えていくということをするんですけど、今おっしゃってるところの趣旨には沿っていくのかなとそのように理解をしております。
0:42:09	なので、あまりエリア単位ごとに、感知器の組み合わせを、
0:42:15	図、展開してですね、書くということにはしなくて良いのかなというふうに理解をいたしました。
0:42:25	規制庁鈴木です。ありがとうございます。本庁側どうでしょうか。
0:42:34	規制庁の今野です。本庁側も今共通認識が取れます。
0:42:39	はい。
0:42:40	すいません。これについては、
0:42:43	そのような形で、火災感知器の選定条件とか環境条件による選定条件というのを書いていただければと思います。
0:42:52	はい、規制庁数字 1 点だけちょっと。
0:42:55	素朴な疑問をちょっと聞きたいんですけど、今のお話の中で、
0:43:00	基本設計方針の中では、アナログ式でない防水型の炎感知器っていうのは、
0:43:09	選定し、
0:43:10	その選択肢として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:12	挙げられていると思うんですけども。
0:43:15	実際それ使ってるところって、具体エリアであるんでしょうか関西電力にお聞きしています。
0:43:35	はい。関西電力の牛島でございます。今おっしゃられたですね、防水型の、この感知器をどこに使っているかという点につきましてはですね、屋外の海水ポンプエリアであるとか、空冷式の非常用、
0:43:51	発電装置、こういったところを監視しているところにこの感知器を使っていますが、こちらが防水型を採用してございます。
0:44:03	規制庁スズキですわかりましたの。
0:44:05	単純に、添付資料 2 の 20 ページで、防水型だっというキーワードが入ってなかったの、
0:44:14	そこを認識できなかっただけです。ありがとうございました。
0:44:18	岩野さん続けてください。
0:44:21	はい。規制庁の今野です。すいませんそれではですね、ちょっと環境条件の、ちょっと 1 個前に話していた火災感知器の選定方法と、
0:44:31	あと設置方法っていうか火災感知器の設置方法というのを、項目で分けて記載していただきたいっていうところについては、関西電力もそれでよろしかったでしょうか。
0:44:50	規制庁数でちょっと、今野さんの言い方がよくなって、関西電力としてそういう段階を追って、
0:44:58	設計をしているということでもいいでしょうかってことだと思っていて、こちらがそうしてくださいっていうことではないと思いますので、ちょっと機器の火災防護審査基準の書き方っていうのは、以前から笠井室長の森谷さんからご説明してる通りなので、
0:45:14	ただその読み方っていうのが、それぞれ、
0:45:18	事業者によってあたりして、ただ結果的には適合性を言えていれば、
0:45:25	その読み方っていうのは、特段問わないと私は思うので、そこは関西電力としてそういう設計の仕方をし、しているのであればそう書かれた方がいいんじゃないんですかっていうところで今、
0:45:38	ここまで話をしてきたなというだけです。
0:45:42	よろしいでしょうかえっと、
0:45:44	本庁側の方は、
0:45:47	はい、規制庁の岩野です。承知しました。あれですね前回の審査会合なりで説明していたように、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:57	分離、設置の方法と選定の方法を分離した説明をし、説明をしようとしていて、その場合は、
0:46:06	設計 4 セイキ法人に、そういうように分離した書き方をしてくださいね。そういうことですね。
0:46:15	あれ、赤瀬規制庁の岩根スズキさんそうですね、三井町スズキですしてくださいねって言うか、そう書かれた方が自分、関西電力の設計の、
0:46:28	やり方或いは基準の 4、火災防護審査基準の読み方っていうのを、からしたら中心その読み方に沿っているんじゃないんですかっていう。
0:46:38	だけですので、そうしてくださいねっていうことではないし、それでよろしいですねっていう聞き方でもないと思っているので。
0:46:46	関西電力としてどう書きたいかだけだと思いますけれども。
0:46:51	規制庁の伊賀で承知しましたでは関西電力の方で、そういった考え方をしているのかどうかっていうところからちょっとまず回答いただければと思います。
0:47:07	はい。関西電力の比留間でございます。今、おっしゃっていただいたことを踏まえつつですね基本設計方針の今の構成を、ちょっと私どもの方でも確認をしていたのですけれども。
0:47:20	今 4-3 の 8-4-3 の 11 ページからですね、12 ページ、そして 13 ページの、頭の何々を防止する設計 5 サトウを防止する設計とすると。
0:47:36	いうところまではですね趣旨としては、審査基準の①の、異なる感知器の組み合わせのためにですね。
0:47:46	かんじきについてそれぞれ考慮している事項を述べておりますので、順番としてはですね、冒頭からはこの 13 ページの一行目の放出と設計、募集設計とするところまではですね。
0:47:59	012、該当した事項を記載してるつもりではおりにございます。なので、先ほど来やりとりがありました。
0:48:09	環境条件を考慮するということ、それによって感知器は何を組合、選定するのかといったところの記載を充実させていただいてですね、この部分が
0:48:21	①に相当するものですということをちょっと明確にさしていただいて、以降、13 ページの 2 行目、感知器の設定にあたっては、火災区域区画においてというところ以降はですね。
0:48:34	個別の置き方を含めて、念頭に置いた設計というものになってきますので、これ以降が 022 該当していることを説明していると。
0:48:45	ちょっとそのような頭でおりますので、ちょっとそういったことがですね、読み取りやすくするように工夫するということで対応したいなというふうに今ちょっと考えているところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:06	はい。規制庁の岩野です。承知しました。ではそういうふうにとちょっと工夫して書き分けていただくということで、こちら承知いたしました。
0:49:16	鈴木さんの方はよろしいですか。
0:49:21	はい。規制庁都築です。理解しました。
0:49:25	はい。規制庁の岩野です。
0:49:27	すみませんそのところちょっと書き分けを工夫するってところですね、一応そういう整理をした上でもう1回基本設計方針を見ていただいたら、一応気づくとは思いますが、ちょっと細かい点例。
0:49:40	なかなか今の提出してもらってる基本設計方針だと、書き分けられていないという点がいくつかあるので、ちょっと簡単に箇所だけお知らせしてそういうところを抽出そういうところも、
0:49:52	しっかり直していただきたいというのが、今から四つあります。
0:49:57	すみません1個ずつですね、下野桁が13補正書の下野桁が13ページのところの下から7行目お願いします。
0:50:08	ところの7行目のところですね。
0:50:15	えっとですね、ここですね、2種類の感知器を組み合わせて設置する設計とするってあるんですけど、この2種類を組み合わせて設置するっていうのは、
0:50:27	丸井主査、河西僕審査基準で言うところ①の内容で、選定側に含まれるので、ここのは
0:50:35	選定に選定してるように見えないように、感知器を設置するっていう設計とするっていうところだけ、書くようにしていただきたいというところが1個目です。
0:50:45	二つ、すみませんちょっと規制庁スズキです。
0:50:49	今指摘したところは、先ほど関西電力は②の方の、
0:50:54	パートだというふうに言ったような気がしたんですけども、規制庁野間です②のところには①の内容が入ってるので、①と②を工夫して、
0:51:06	切り分けるっていうところで、今の今言った視点を、①の方に、今、②の方に、①の内容が入らないように、注意していただきたいというそういうことですけど。
0:51:18	今、規制庁鈴木ですイワノ探し、指摘した。
0:51:25	ところっていうのは、十分な保安水準を確保できる。
0:51:29	よう異なる2種類の火災感知器を組み合わせて設置する。
0:51:33	設計とするっていう、言われてるくだりですか。
0:51:37	そうです。
0:51:39	ここは、②の話をしてるんじゃないかと①の内容はどっかに入ってるっていうことでちょっと私読みきれなかったんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:49	と。
0:51:50	すいません規制庁の今野です。
0:51:53	私はその 2 種類を、
0:51:56	組み合わせて、水井 2 種類を組み合わせてる組み合わせるっていうところが、
0:52:02	火災防護センター基準の①の内容なので、
0:52:07	何て言うんですか。
0:52:16	規制庁スズキです。
0:52:19	岩野さんが言いたいことが起こって、①と②の内容が、
0:52:23	ミックスされて書かれちゃってるんじゃないんですかってことを、
0:52:28	申し伝えたいということですか。規制庁の岩間です。そうです。
0:52:33	うん。そういうことであればそうなのかもしれないんですけどちょっと、ちょっとそこは
0:52:40	関西電力個々具体的に何を言ってるのか、ところは、確認が必要だと思いますけれども、そういった観点であればそういう趣旨で指摘していますってことを言っていたらいいです。はい。
0:52:53	続けてください。はい。すいません規制庁の岩野です。すいませんちょっと説明がつかなくて申し訳ありませんでした。設置と、
0:53:03	選定を分けるっていうところで、ちょっと 9 曲がっているところがあるのでちょっとこの点、この箇所については注意していただきたいと、そういうものです。
0:53:13	はい。すいません。少々お待ちください。
0:53:19	はい。お待たせしました。すみません二つ目なんですけど、江藤氏、14 ページの 4 行目をお願いします。
0:53:27	ここで、アナログ式の感知器の放射線の影響による故障について書いてあるところがあるんですけどこれも選定の話だと、環境条件の選定の話だと思うので、
0:53:38	これも選定のパラグラフに移動するようになりたいと思う。
0:53:43	藤。それから、すみません戻っていただいて 11 ページの下から 3 行目。
0:53:48	のところで、組み合わせて設置する設計って書いてあるんですけど、これもすいません組み合わせて選定するっていう選定に着目した書き方にさせていただきたいところが三つ目。
0:54:01	て四つめですね。
0:54:03	同じく 11 ページなんですけども。
0:54:07	放射線の環境下で選定できる感知器として、最終的には使わないかもしれないんですけど、旧選定する段階では吸気空気給、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:20	放射線の環境下で機能する感知器として、空気吸引式の久米煙感知器っていうのを追加していただいて、設置の параграфで、間瀬作業員被ばくを理由に、
0:54:32	空気の煙感知器は用いないということであれば、そういうふうに、設置のところで、
0:54:41	設置のところで、空気吸引式を最終的には使わないっていうようなことがわかるようなそういう書きぶりにしていただきたいというところで、規制庁鈴木です。
0:54:51	岩野さん、井野委員はちょっとよくないので、こういう書き方にしてくださいではないと思っています。
0:54:58	今、今野が指摘した三つ目のところまでは、
0:55:03	ちょっと言葉じりが書き方が、
0:55:07	誤解を与えるような書き方じゃないかなっていうふうに思えるので先ほど、
0:55:12	関西電力が 13、
0:55:15	ページの、
0:55:16	一行目までは、
0:55:19	火災防護審査基準 01 の選定だとか、誤動作防止だっていうところまでだと言われていたのでその趣旨にのっとれば
0:55:29	言葉じりがちょっと、
0:55:32	組み直した方がわかりやすいんじゃないですかっていうことだと思います。
0:55:37	それから先ほど岩野の方から、11 ページで空気吸引式って話があったんですけど、岩野さんに、11 ページの具体、どこの部分で、殊、
0:55:50	放射線の環境の話が出てきていると
0:55:55	指摘しているんでしょうか。すいません。規制庁の岩野です。すいません。すいません。環境条件の選定の中で、
0:56:06	環境条件を考慮した選定を書く上で、放射線環境下については、煙旧空気雰囲気煙感知器を使う。
0:56:17	ていう、そういう選定のところで書いていただきたいということで、今どっかに高放射性的の話が書いているっていうことではすいませんないです。
0:56:27	はい。規制庁鈴木です。
0:56:29	そこに空気吸引式については、書くべきであるとか書くべきでないとかって議論ではない気が。
0:56:38	するんですけども。
0:56:41	選定する。
0:56:44	方針を書いてある 13 ページの 1 行目までの中で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:49	具体実際に使ってるものについてだけ、こういう環境条件においてはこういったものを使うんだっていうことが、
0:56:58	方針として、
0:57:00	示されて、
0:57:02	いるだけで、最終的に②の設置の方も全部それで締めくくることができれば、
0:57:09	総会であればいいですし、
0:57:12	①の選定の方針、誤動作防止、或いは、
0:57:19	故障の防止ですね、そういったことまで、
0:57:24	考えた上で、こういったものを、
0:57:28	選択肢としてあげますよと言って、
0:57:32	丸井の方で結果的に使わないものがあるけど、最終的にはこういうふう適合性を説明できるんだっていうふうに、
0:57:41	持っていくやり方もあるし、そこは関西電力の、
0:57:46	設計において無駄なものは書かないっていうのであれば、無駄なものも書かないような、
0:57:52	書きぶりにすればいい気もするんですけども。
0:57:59	本庁側としてはそこをもうちょっと、
0:58:02	選定と設定
0:58:04	設置に分けて、きちりそれぞれ、
0:58:08	検査、
0:58:09	できるような書きぶりにしたほうがいいという趣旨でそういうことを、
0:58:15	した方がいいんじゃないかってことを言われてるってことでしょうか。
0:59:42	はい、規制庁の今野ですすいません少々お待ちください。
0:59:55	規制庁スズキです小俣しました。
0:59:57	先ほどちょっとイワノが、広報車支援のエリアにおいて空気吸引式の煙感知器の話を、
1:00:06	話題に上げましたけれども、これ
1:00:10	審査会合の場で、まず選定のところにおいて、高放射線エリアで、異なる方式の2種類の感知器を選定するために、
1:00:23	煙も必要だよねっていうことで空気吸引式ってのが選択と7としては、
1:00:29	挙げられます。ただ、残念ながら最終的に施工上の、
1:00:35	放射線防護の観点で、そこは、
1:00:40	取り付けができませんという流れで説明を。
1:00:44	していただいた経緯がありましたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	その辺のところっていうのは、基本設計方針の中には特段書かずそれは、あくまでも設計の経緯であるので、
1:00:56	感知器を選定するという段階において、必ず 2 種類のもので選別できてないといけないという、
1:01:06	そういった事業者検査の合格ライン的なところがあるわけじゃないからそこについては、あえて書かないということによろしいですね。そこ関西電力にお聞きしています。
1:01:22	はい、関西電力五島でございます。今おっしゃられた点につきましては私どももそのように考えております。
1:01:29	規制庁都築ですそこは理解しましたので先ほど岩野がちょっと言ったのは、言い過ぎたところがありましたので、空気吸引種のところは、はなかつたことにしてください。
1:01:40	本庄続けてください。
1:01:45	はい。規制庁の今野です。お待たせしました。すみませんここに、この点については以上になります。
1:01:53	すみません続きまして坂天井エリアと屋外エリアについて。
1:01:58	ちょっと幾つか確認したいと思います。すみません。まずちょっと関西電力に、この高天井エリアと屋外エリアの設計の方針について説明していただいてもよろしいでしょうか。
1:02:14	はい。関西電力原子力事業本部クマクラです。高添乗エリア。
1:02:19	屋外エリアの設定の概要についてご説明させていただきます。こちらの肝機能選定であったり、設置方法につきましては、
1:02:29	等、
1:02:32	前のヒアリングの中で事実確認というのは、させていただいてたんですけども、それをどのような、
1:02:43	設計方針で書くかということにつきましては、今回補正で出させたものが、最初にお示しているものになると思いますので、そちらについて説明させていただきます。
1:02:55	基本設計方針の下のページ番号を 3、2-8。
1:03:01	-4-3-15、こちらの方ご確認をお願いします。
1:03:09	こちらの、
1:03:10	上から 3 行目のところですね、1 を通じて高天井エリアの基本設計方針記載してございます。天井の高さが床面から 20 メートル以上となるエリアにつきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:23	こちら消防法施行規則の第 23 条第 4 項第 1 号イにおいて、煙感知器と熱感知器の設置除外箇所として、なっておりますので、
1:03:34	消防法施行規則通りに設置するとすると、そのところには煙感知器で監視をつけないということになってしまいますので、それは適切でないと、経営者の方は考えてございます。
1:03:46	そのため、消防法施行規則の通りに、感知感知器を設置した場合等、
1:03:55	失礼しました消防法施行規則の通りに、感知器を設置した場合と同等水準ではないというふうに、
1:04:02	に考えてございますので、前段で設定しております保安水準②。
1:04:07	こちらページ番号で言いますと、
1:04:15	失礼しました下の番号志茂中、記号が 13 と 14 です。
1:04:21	こちらの下の方に書いてあります、火災契機または火災区画において火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定できるよう、対象エリアで発生する火災を、
1:04:33	異なる種類の感知器を組み合わせることで早期に感知できること、これを保安水準②として設定しておりますが、これを満足できるように、アナログ式でない炎感知器、
1:04:43	そういうものを載せ設置した上で、
1:04:46	アナログ式の煙感知器またはアナログ式の熱感知器を 8 ヶ月なり得る設備の近傍に設置する設計としてございます。
1:04:54	この高天井エリアなんですけれども、どのようなエリアが該当するのと言いますと、こちらの火災防護に関する説明書別府資料 2 なんですけれども、
1:05:04	こちらの、
1:05:07	下のページ番号で言いますと、
1:05:11	こちらの 3.1 の 20 第 4-1 表にあります。
1:05:18	原子炉格納容器ないということと、
1:05:22	使用済み燃料ピットエリア及び新燃料貯蔵庫エリア、括弧高展三と書いてあるところ、この 2 種類が該当します。
1:05:32	続きまして屋外エリアなんですけれども、こちらの戻っていただきまして、諮問の不タケダが 15 の基本設計方針の中ほどに書いてあります。ポツのところですね。
1:05:44	屋外エリアにつきましては、第 2 の桐生が流通するエリアでございますので、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号イにおいて、
1:05:55	煙感知器と熱感知器の設置除外箇所に該当しますので、こちら高天井エリアと同様にですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:02	つけないというのが、適切ではございませんので、
1:06:07	保安stageの②先ほど申しましたものを満足するようアナログ式の熱感知器と、アナログ式の熱感知器または熱さんをカメラ。
1:06:18	アナログ式でない、追加のこの感知器、これを組み合わせて、火災防護上重要な機器等に対して設置する設計としてございます。
1:06:26	こちらがどのようなエリアが該当するかと言いますと、先ほどの火災防護に関する説明書の3.2。
1:06:35	こちら22ページ。
1:06:38	失礼しました。20ページですね。
1:06:40	失礼しました。こちらの、
1:06:42	海水ポンプエリア各国外9空冷式非常用発電装置エリア括弧屋外と記載してございます。こちらの二つのエリアに、こちらの設計を、
1:06:53	該当させて、環境、
1:06:57	接する設計としてございます。
1:07:00	高部のエリア6エリアの設定に関するご説明については以上です。
1:07:09	はい、規制庁の今野ですありがとうございます。高天井エリアと屋外エリアについて今説明していただいた通り、熱と煙については、拡散して拡散してしまうので、設置が難しいということは書理解はしています。
1:07:25	江藤、この株式会社については火災防護審査基準通りに設置するというのでよろしいでしょうか。この二つのエリアについてですね。はい。
1:07:46	あたれる原子力事業本部クマクラでございます。
1:07:49	屋外、屋外に設置するこの間、
1:07:55	一般的なんですけれども、そもそも設置法、
1:08:00	少々お時間いただいてよろしいですか。
1:08:03	規制庁の今野です。承知しました。
1:08:08	この乾式につきましては、消防法施行規則というの通りに設置するものを、なっております。
1:08:19	はい。規制庁の岩野です。この感知器については消防法施行規則通りに設置するということですね。
1:08:27	そういうことですね、ちょっとウェイト補足説明資料の250ページを開いていただきたいんですけども、この250ページのところにですね。
1:08:41	はい。空冷DGの空冷DGエリアのこの感知器の設置の方法が書いてあるんですけども。
1:08:53	この感知器がついている、ついていてくれDGがある、あると思うんですけど、空冷DGの感知器と反対側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:04	この感知器は1個しかついてないので反対側のところが、資格になると思うんですね。
1:09:09	そういったときに、消防法施行規則の第23条の第4項の7-4ってところが炎感知器に関する、7-4-8ってところが、
1:09:21	この感知器に関する要件なんですけど、ここに火災感知器は障害物等により、有効に火災の発生を感知できないことがないように設けることっていうふうに書いてあるんですね。
1:09:33	この四角があることについて、今の項目が、抵触しないってところをちょっと説明していただけますでしょうか。
1:13:08	関西電力原子力事業本部熊倉です。お時間いただきましてありがとうございます。先ほどこの感知器について情報施行規則通りに設置していると私、私回答いたしました。
1:13:20	私海水ポンプエリアの方、イメージしてちょっと回答して、
1:13:26	おりました。海水ポンプエリアにつきましては、主力になるようなところがないように設置をしてございますが、今ご指摘いただきました。
1:13:36	式、非常用発電装置、
1:13:40	のところにつきましては、設置する場所の問題から、今の下の説明資料250ページに、黒枠の中でお示しているような方向から
1:13:53	スプレー仕切りが、
1:13:58	下限として、それを直接関する対象として、監視できる場所に
1:14:06	を設置する設計としているということで、先ほどのちょっと誤解を招くような発言がありまして、大変失礼しました。以上です。
1:14:20	すいません。火災対策室モリヤでございます。確認、今のご説明の中でちょっとクレディーの関係。
1:14:30	一応念のため確認なんですけれども、説明文の中では特にクレディーと
1:14:36	改善がポンプのところ、書き分けてはいないんですけれども、今の御説明化すると結果的に空冷式DGの方は
1:14:47	別の方法というか
1:14:49	必要な保安水準は満たすとしても、やり方としては
1:14:55	今回、一面からだけ見て真四角が若干あるような方法でやる、やることになるんだと思うんですけどもすでによ。
1:15:03	でも必要な不安水準の②ですか、が確保されるということについての説明が多分必要かと思われまますので、そこは市、
1:15:13	今回こういった配置の状況ですとか、あと、
1:15:17	呉理事自体の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:21	立ち位置というか、多分SAの設備ですのでそういった立ち位置とかそういったところからご説明されるのかなというようなイメージではあるんですけどそのあたり、何か関西電力として今考えてるところなんかあれば教えていただければと思うんですけど。
1:16:05	森谷ですけども、もし今がご回答難しいようであればですね例えば
1:16:11	今後、これこの部分についてですね
1:16:15	海水管ポンプと
1:16:18	クレディーと、分けて書く方がいいのかどうかとかその辺のところのお考えだけでもちょっと教えていただければと思うんですけども。
1:16:32	関西電力牛島でございます。今森谷さんがおっしゃられた点につきましては理解をしております、今例えば補足説明資料とかで見た場合にはですね。
1:16:44	高齢DGの関係につきましては、240、9日、108ページのところから記載してございますけれども、ここの部分についてはですね。
1:16:59	消防法施行規則通りの、
1:17:01	障害物を考慮した、配置設計となっていないと、だけれども保安水準で問題ないんだといったようなことの趣旨をですね。
1:17:13	対応ができてということの追加が必要かというふうに理解をしましたんで。おっしゃられた点はですね、多分この補足のところだけではなくて、
1:17:23	成果開放に関する説明書でいきますと、添付資料の2のですね、例えば20のところの、
1:17:35	中の21、
1:17:40	とかですね、21%放射線量が高いところに関する例ですので20ページですか。添付資料2の20ページのところで、型式ごとの設置状況についてということ。
1:17:51	それを記載しておりますので、ちょっとこういったところが海水ポンプエリアと空冷式GTGの違いみたいなところにですね、例えば注射こういうなりしてですね。
1:18:02	あと、添付資料2-22のところ、多分こちらがいいのかもしれませんが、
1:18:08	各エリアの考慮事項の整理結果というところで、海水ポンプエリアと空冷式B金は、今のところ屋外エリアということで、中部中期の2では国立あるんですが、
1:18:19	ここの中で、その屋外エリアの中で海水ポンプとですね、空冷式DGはちょっと、投手消防の施行規則に対する要件の、
1:18:30	満足度が違うということも踏まえて、書き分けたほうがいいのかと、今ちょっとそのようなことを、思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:38	以上でございます。はい。笠松森谷です。当初、その辺流承知しました。これからちょっと中身検討する際にちょっとゴリュウどうなのかなと思っておるところがあつてですね、
1:18:53	多分消防法施行規則そのものが、屋外完全に屋外になってる部分については消防法施行規則そのものは多分カバーしてないので、今回消防法施行規則通りというふうに言っているものの趣旨としては、
1:19:09	炎感知機能技術的な感知感知に関する技術的な要件を
1:19:18	その間、消防法施行規則を借用して、満たしてると。
1:19:25	満足させるということを意図されてるのかなというふうに思う思っております。ただ、その場合ですと火災消防法施行規則に準じて、この感知器を設置するというような言い方になるのかなと思う、思いつつですね、一方ですね。
1:19:40	そういった
1:19:43	そうその趣旨をですね、
1:19:47	踏まえて、丸星野保安水準 0 人。
1:19:52	に照らしたときに、
1:19:54	非議事、この感知器が見、
1:19:58	もたらしべき
1:20:01	技術的な、設置の仕方がこれこれでの的妥当な、適切なものであるために保安水準②を満たすことができるみたいなそのような論理展開になるのかなと思ひ、
1:20:12	だから読んでおったところなんですその辺何か
1:20:17	関西電力さんでタナカその辺の整理何かされてますでしょうか。
1:20:28	はい。関西の中馬でございます。今森谷様からもおっしゃっていただいた点ですね今、添付資料の 2-22 の、例えば書き分けていきますと、
1:20:39	私ども例えば消防法施行規則の設置に関する要件で、例えば高天井エリアで物を考えている場合にはですね、8 メーターとか 20 メーターとか煙感知器と熱感知器の、
1:20:52	要件というものがあつて、そういったものをですね注 1 のところで、書かせていただいておりますんで、20 メーターを超えるところは最終的に煙のやつも使えないと、本当は使えますねとこういことが念頭にあるわけなんです。
1:21:06	屋外となった場合に、この頭の展開からですね、ものは使えるかというふうには考えてはおるんですけども、先ほど守谷さんおっしゃったように、純粹消防法の施行規則から、
1:21:19	見てきた場合にはですね、屋外はそこは推奨されているところではないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:24	いう読み方もだとは思いますが、ちょっとそこを久我エリアについてですね、準用してるとか、そういったところの考え方がですね、ちょっと差別化を図って、
1:21:36	記載した方がいいのかなと。今ちょっとおっしゃっていただいたことも踏まえながら、ここは記載の高天井と屋外でのちょっと違い分けみたいなものが、書き分けないといけないかなとそのように認識をいたしました。
1:21:50	はい。ちょっとご検討のほど、お願いします。
1:21:54	はい。規制庁の今野です。
1:21:57	すみませんと、この点について私から最後にちょっと1点だけなんですけども、補足説明資料の247ページの海水ポンプエリアの話なんですけど、海水ポンプエリアについては網羅されているっていうような、
1:22:10	説明があったように理解してるんですけど。
1:22:15	このページで言うところの火災区域火災区画っていうのは赤の点、赤の線と青の線なんですよ。で、今、この感知器が、
1:22:25	ここに書いてあるような感知、
1:22:28	エリアで、火災区画内を網羅しているっていうふうに説明されるのであれば、その、
1:22:35	今見てる範囲だけで、十分火災区画内が網羅的に感知されている。消防施行規則通りに網羅的に設置、火災、消防法施行規則通りの設置によって、
1:22:49	網羅的に性能的にも網羅性的にも網羅的に見られているっていうことがわかるように、その説明についてもちょっと追加していただければと思う。
1:23:01	すみませんちょっと長くなってしまったんですけど、最後の点関西電力の方はご理解いただけますでしょうか。
1:23:12	はい。関西電力牛山でございます海水ポンプエリアにつきましてはご指摘の点、おっしゃる通りで、エリア全体を網羅してるというよりはですね、海水ポンプというものをですね、案に対する影響を限定する観点から、そこをですね。
1:23:28	その範囲のポンプローンを中心としたところを網羅的に見ているといった設計意図でございますので、ちょっとそこに誤解を生じないようにというふうな書き方は留意したい。配慮したいと思います。
1:23:42	以上です。
1:23:45	規制庁の今野です。ありがとうございます。では、すみません次の項目に移りたいと、規制庁都築です。ちょっと今のところで、
1:23:54	確認し、したいんですけどちょっとよくわからなくなってしまっ。はい。
1:24:00	炎感知器、
1:24:03	ていうのは、火災防護審査基準の、
1:24:07	②。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:09	2 適合しているわけではなく、
1:24:13	炎感知器、
1:24:15	もう
1:24:16	保安水準の②。
1:24:19	を目指しているという。
1:24:22	設計なんでしょうか関西電力をお答えください。
1:24:36	はい、関西電力押山でございます。今おっしゃられた点につきましては、海水ポンプエリアと空冷DGのところですねそれぞれについて、
1:24:45	ちょっと説明の違いはあったものをですね、いずれにしましても、当該河西元となる、防護対象機器でもある、海水ポンプ、空冷式DGをですね。
1:24:57	をねらうような格好での網羅性という観点で、炎感知器を設置してるというところで、そういう設計でございますので、
1:25:08	消防法施行規則そのものに合致した設計というのではなくて、水準で影響を限定していると。
1:25:15	というところでございます。
1:25:18	規制庁鈴木です。わかりました。
1:25:21	基本設計方針の 15 ページを読んでも屋外エリアにおける、
1:25:28	炎感知器の、
1:25:31	説明等、高天井のところの説明は、
1:25:35	同じ文脈で書いてあるので、高天井のところの炎感知器についても、
1:25:42	これは火災防護審査基準の②。
1:25:46	2、1、そのままそのものに適合する。
1:25:50	置き方ではなくって、
1:25:53	関西電力で言うが言う法案水準②。
1:25:58	を目指した廃止になってるってことなんですか。
1:26:02	すいませんモリヤですけれども、多分、すいません。私がちょっと鈴木さんの話になるかもしれませんが。私の理解としては屋外については、そもそもの火災防護審査基準じゃなかった消防法施行規則自体のカバーエリアからのカバーから外れるので、
1:26:22	必要な保安水準で見ると見ると、屋内に関しては、消防法施行規則のカバー範囲に入っているんで、
1:26:30	火災防護審査基準でいうところの 2 ポツ 2 ポツ 1 の(1)の丸運に該当する形ってというようなイメージで、聞いておりました。以上。
1:26:40	規制庁する技術を関西電力今森谷が説明した内容であってまずでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:49	はい。関西電力菱沼でございます今守屋様から補足に書かれた点は今の議論の点については、こちらの理解となっております、基本設計方針の 15 ページのところですね。
1:27:03	高天井エリアのところについては、障防法結施行規則に適合した形で設置できるのは、この感知器であって、
1:27:14	もう一つの患畜という意味合いから、もう一つといいますか、異なる感知器という意味合いからアナログ式のね、コンプリートアナログ式の熱感知器を発火減となりうる設備の近傍に設置すると。
1:27:28	この点においてはですね消防法の施行規則に基づく設置方向ではないので、この点が保安水準にを満足するようという設計でございます。で、
1:27:39	一方、屋外エリアというところはですね、先ほど森谷様も障防法からひもとおっしゃっていただきましたが、この感知器そのものが要求されているところではなくて、
1:27:53	私ども事業者がそこを準用して、炎が使えるということで、そのポンプのところをねらうか形でですね、香川カバー監視できるようにしているということと、
1:28:07	あと加えて、熱サーモであったり、アナログでない熱感知器を、海水ポンプの場合設置してありますが、こういったところがですね。
1:28:17	以前に、いずれにしても屋外については、どちらの感知器もですね、保安水準にという観点に照らして満足されているかということになってございます。
1:28:29	以上でございます。
1:28:31	規制庁宗です。まず今、口頭で説明したされた内容を聞くと、まず、老骨基本設計方針 15 ページろポツの、
1:28:42	高天井エリアの記載はそうはなってないですね保安水準周りを満足するようアナログ式で炎感知器を、
1:28:51	まず設置するって書いてあるので、
1:28:54	今の話だと、保安水準②を満足するようにするのはアナログ式の煙またはアナログ市の熱感知器であって、
1:29:03	アナログ式でないこの感知器については消防法施行規則、
1:29:08	の通りに、炎感知器を設置するっていうところがまず、
1:29:13	書かれてないと今の説明と合わないと思うんですけど、そこは、
1:29:19	文章が正確に書かれてないというのは正しいですか。
1:29:28	片山比留間でございます。今回保安水準を設定する際の議論としてですね、一旦まず消防法施行規則通りに異なる二つの組み合わせの感知器がですね設置できない場合においては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:41	一旦、その技術基準規則に照らして、保安水準を満足するかという点で、異なる感知器の組み合わせ等、加えて、その設置方法も含めて、
1:29:53	保安水準を満足しているかということの意図でお書き、暮らしていったものですから、今、やりとりがあったですね、感知器の組み合わせは前段で終わっていて、設置方向のところを、純粹に見たときに、
1:30:08	施行規則の通りか否かという観点でここを書き分けていたものではないというところがあります。なので、今のやりとりを踏まえますと、このロームところの記載は、
1:30:19	少しその書き分けをした方が、消防法施行規則に合致してるのは何でね、合致してないところで保安水準を適用するのは、例えば、ろうの高天井であれば、アナログ式の、
1:30:33	煙とアナログ式の熱を8掛けに対して設置するということが、そ、その部分を、保安水準を満足してるんですということになるのですが、
1:30:44	私たちの意図はその二つの組み合わせも含めて、
1:30:48	その影響を限定できると、これによって影響を限定できるということでカバー水準にということで設定しましたので、全部セットで、ちょっと水準2を満足するように、
1:31:01	こういった組み合わせでこういう配置で満足してますとそういう回答で書いていたものでございます。
1:31:07	はい。規制庁、鈴木です。はい。規制庁鈴木です。屋外エリアについては今言っことで、
1:31:16	セットで法案水準を満足するんだっていう書きぶりになってるんですけど、高店長の方はセットで保安水準を、
1:31:26	満足するんだっていう書き方にはなってないんですけど。
1:31:31	高天井のエリアは、
1:31:33	結局、
1:31:35	感知器と、
1:31:37	煙、或いは熱感知器を、
1:31:40	組み合わせナイトウ方案水準②を満足できないんですか。
1:31:48	まずこの感知器自身が、
1:31:50	消防法施行規則通りであれば本水準の議論する必要がないんで、この間地球は、
1:31:56	百貨店条例においては、消防法施行規則通りなので、火災防護審査基準②、
1:32:03	2 適合しますって言った上で、
1:32:06	ただ二つ目がないので、アナログ式の煙または熱を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:13	法案水準②。
1:32:15	を満足するように、
1:32:17	配置上の工夫をしますという、
1:32:21	ことではないんですか。
1:32:26	浅井電力ウシジマでございます。本日のやりとりを踏まえすと今鈴木様が整理しておっしゃっていただいたところは、
1:32:36	記載としての意図としては正しいのかなというふうに理解してございます。炎感知器については消防、規則通りに、
1:32:46	設置する。しかし、とそもう一つの個人的が、消防法施行規則通り、早期感知の観点でつけられないから、保安水準にを満足するようにアナログの煙と熱を波源となり得る設備近傍に設置すると。
1:33:01	そういった趣旨になります。はい。規制庁杉です。高店長のところわかりました。で、
1:33:06	屋外の方は、
1:33:08	まず、
1:33:10	だけで法案水準②を満足できる。
1:33:14	ものですか。
1:33:23	はい。本物にすいません。関西ウシジマでございます。屋外エリアについては、二つの感知器を考えた場合の1番目の、思うというものが、障防法結復帰施行規則を準用するという形で、
1:33:39	対象物をねらう形で設置しているということで、消防法施行規則と海とは、
1:33:47	とは異なる方法で設置しているということから、この段階から保安水準にを満足するような形になっているということでもあります。もう一つの感知器についても同様で、
1:33:58	そちらのアナログ式の熱とか熱さんを使う場合も、これも保安水準を満足するという形になってるということでもあります。
1:34:06	規制庁鈴木です。理解。
1:34:11	採取、
1:34:12	追っかけても、法案水準0には満足できるように、
1:34:16	それぞれ保安水準②を目指しているんですという、
1:34:20	書き方になるんだろうなということ Understanding してよろしいですか。
1:34:37	関西電力牛島でございます。この花Cをする際にですね、この13ページのところから、14ページのところに、
1:34:49	御水準を設定する時にですね、保安水準0に乗せ考え方として、区域国において、火災の影響を限定するようできるように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:00	エリアの火災を異なる集の感知器を組み合わせて後期に感じていることと、両方の水準を設定したものですから、それに対して、それぞれの感知器を、どういった場所で設定することによって本水準 2 を満足するのかと。
1:35:15	そういった意図で書いたもので、今、記載をして、運転ご提出したというものであります。本日の議論ではそこをですね、そして組み合わせが組み合わせとして先に述べた上で、
1:35:28	設計に関するところをここで書いてそれが消防施行規則通りか否かというところをですね、切り分けて、今確認をさせていただいてますので、ちょっともう書き分けがあるのか。
1:35:41	そういったエントリーになったところかと、そのように理解しております。
1:35:47	規制庁スズキですそうするとですねちょっと更問ですけど。
1:35:51	本水準 02 というのは、
1:35:54	片方だけで保安水準②を満足するものと、
1:35:58	組み合わせないと保安水準②を満足する、しないものってこの II パターンがあるってということですか。
1:36:09	関西電力嶋でございます。10 分の保安制御を満足するというところの入口は、一旦技術基準規則のですね柱書に戻って、その適合性を確認しに、
1:36:22	だということでございますので、その保安水準の設定につきましては異なる感知器でもって、火災の影響を限定できるというところに照らして、
1:36:32	考えてきたものでございます。なので、単一の感知器だけで、保安水準を満足できるとかそういった意図で議論してきた覚えはございません。
1:36:43	規制庁スズキでそこはちょっと私、今まで、
1:36:48	そういう認識は持っていないくて、シンプル配管室、
1:36:54	の煙については、
1:36:56	保安水準 02 でいこう。
1:36:59	行っていく話を、これまで審査会合で説明を。
1:37:02	聞いていて、それは煙だけの話だと思っていて、
1:37:06	ループ室の煙感知器を流用することによって、
1:37:12	煙、
1:37:14	だけで見るときに、保安水準②。
1:37:18	になるようなことを目指すっていうふうに言っていたと思う。
1:37:22	なんですけど。
1:37:24	それは誤解ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:27	金村井パンツについては、都市部配管図についているアナログ式でない熱と組み合わせないと、保安水準②の火災の影響を限定できないということでしょうか。
1:38:07	監査委員の五島でございます。保安水準の設定の時にさかのぼるんですが、二つの間機器のですね、それぞれの設置できることについて見たときに、
1:38:20	池村配管室のところを思い起こせば、アナログでない熱感知器というのは、消防法施行規則通り設置できるので、これは何、何も議論を呼ぶところではありませんねと。
1:38:32	その上で、アナログ式、もう一つの感知器の設置にハタ困ったところがありましてと、そういったところから、ループ室の感知煙感知器を兼用することでもって、
1:38:45	これを満足できるという設計にいたしました。ですのでその部分を切り取って見た場合にですね、今おっしゃるそのループ数で兼用してるアナログ式の煙感知器の部分が、
1:38:59	保安水準なんだとおっしゃるのかと今私はそのようにおっしゃっていると理解したのですが、あくまでも、今までの保安水準の設定の仕方はですね。
1:39:11	影響を限定できるように、火災異なる収入額、感知器を組み合わせ、それぞれの感知器をこういった設置の仕方をすることによって、
1:39:22	影響を限定できると、いる説明をしてきておりましたので、
1:39:28	消防法施行規則通りに設置できない単一のアナログの煙感知器のみに絞ってですね、保安水準を設定したということではございません。
1:39:39	規制庁都築です。説明は理解してちょっとお待ちください。
1:39:53	はい。規制庁の今野です。お待たせしました。
1:39:56	衛藤。
1:39:57	衛藤。
1:39:58	宗。まずですね、加瀬放射線の⑩のエリアと、あと奥な、藤高天井エリアの二つについて、ついては、
1:40:09	こちらとしては、
1:40:13	感知器二つを組み合わせ、十分な保安水準を、
1:40:17	満たすのではなくって、
1:40:21	火災防護審査基準通りに設置できない。片方の感知器について、保安十分な保安水準を設定しているというふうに認識していました。
1:40:31	なので、ちょっとそういうちょっと認識の違いがあったので、ここについてはちょっとこちらでも引き続き検討を行った、確認をいたします。
1:40:40	とそれから、屋外のエリアについてはですね、もう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:46	ちょっとこちらの考えていたものと違うところがあるので、ちょっと屋外のエリア どういうふうな取り扱いをするのかっていうところについても、ちょっとこっちで こちらでもちょっと引き続き確認を。
1:40:58	するようにします。ちょっと結論はちょっとこの場ではちょっと出せない、そう いうもの、そういうことになりました。
1:41:04	関西電力の方から、すいません、この点について何かあればお願いします。
1:41:15	はい、関西電力牛島でございます。本日やりとりさせていただいてその他、今 おっしゃっていただいた件についてですね、認識の点で、
1:41:26	少し整理されるところがあると、うんということとあと、こちらの方はですね、先 ほど来ご説明していた考え方で記載しておりましたので、またその点ですね。
1:41:38	すり合わせの上、また修正を要するところについてはですね、はいまた検討す ることとしたいと思います。またご指摘の点ですね、こういった趣旨ではないか という点は、また議会費になるのかもしれませんが、
1:41:53	そこでまた確認できればとは思っております。今おっしゃった点についてはそ のように理解をいたしました。
1:42:07	あ、すみません規制庁の関です。ちょっと、
1:42:10	思い描いたのが違ってたんだっていうところをもうちょっと噛み砕いて言うと、
1:42:17	今まで、
1:42:20	ちょっと今日、高天井等を久我伊賀は、真っ当にちょっと議論することになった んで、それも出てきた課題だと思うんですけども。
1:42:33	今までの私たちの認識ってのは基本的には、
1:42:37	一つはきちんと消防法施行規則通りにあって、
1:42:46	さらにもう1種類のものについて、
1:42:51	消防法施行規則通りまでの水準にはいかないんだけど、
1:43:01	それならそれなりの検知性能を
1:43:04	ごめんなさい。市沖、
1:43:08	感知器の基準のところにある。
1:43:11	性能規定のところを満たすことによって、障防法よりも非常に、
1:43:17	よりも高水準で、火災感知器の方を設置してるんだらうなというところをずつ と、
1:43:24	念頭に置いてやってきてたっていうのは念頭に置いていたというのはちょっと 私個人の考えだったんですね。
1:43:33	というところにちょっと、
1:43:35	今回、二つのエリアを出してきた時にちょっと情報を、
1:43:40	同等の保安水準を置くっていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:43	お話をされたのでちょっとそこが、
1:43:48	正直、
1:43:51	今まで、
1:43:53	思ってたことと違うなという趣旨ですのでそこでちょっともうどうしようもないのでちょっと違ってたというところを、
1:44:00	の意義として受け取っていただきたいと。
1:44:03	受け取っていただいてちょっとお互いに整理を私たちもした上でですね、この課題についてどうしようかっていうことをきちんと議論したいと思います。
1:44:13	それから、濃度にせよちょっとこの保安水準を使う。
1:44:19	という方向性については、この2ヶ所について同等の保安水準を使うという方向性については私、
1:44:26	自身も、方向性は理解を、理解もしてるし共通の認識ではあるんですけども、ちょっとその結論を出すというところをこのヒアリングだけで、
1:44:39	終わらせるということは多分できないと思いますので、
1:44:42	最終的にはちょっと新会合のところできちんとお話をいただいてきちんと議論するということを念頭に、少し資料の方も、
1:44:53	充実作成の方をしていただきたいというふうに考えてます。私から以上になります。
1:45:05	はい。関西電力牛山でございます。関さん、ありがとうございます。
1:45:10	今おっしゃられた点ですね十分な本水準というところにつきまして、新ブルー配管室とかですね、高線量のところの廃樹脂、脱塩塔とか、
1:45:23	そういったところに十分議論を重ねてさしていただいて、対応させていただいたと思ってまして、今回基本設計方針の中にですね。
1:45:33	今日ご確認いただいた、高店長エリア、屋外エリア、これは以前もかなり早い段階ですね、
1:45:43	内容はそのものは一旦ご確認いただいていたにせよですね、保安水準の適用という点では、今回、
1:45:54	高線量のところに倣う形で、どちらの保安水準が適用できるのかということで私どもも、初めて提示させていただいたものではございます。そういった点で、今受けとめていただいた。
1:46:08	点にギャップがあったのかなというのは、本日私どもやりとりして、認識をいたしました。
1:46:16	ちょっとまた、審査会合ということをおっしゃられましたので、ちょっとその辺りがですねちょっと私どもがまた、どのように対応するかというところがございませうが、今おっしゃった点は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:28	高天井と屋外の本水準の適用することはそうなんだけど、その範囲ですかね、について、ちょっと議論になったというふうにまず一旦説明をさせていただきました。以上でございます。
1:46:45	規制庁の関です。はい。そういうことでお願いします。
1:46:52	やはり最初
1:46:54	ちょっとこのギャップの差がなかったとしても審査会合については保安水準を使ってることは、
1:47:04	公の場では議論してないのでそういう手続き的な意味でも必要ですということを上申しましたので、これだから審査会合いるって話ではないというところで手続きとしてまず必要だし、
1:47:17	その中で議論があるのであれば話をしようねということかと思います。とにかく、ちょっと今日データギャップについてはちょっと私たちも、
1:47:25	考えた上でまた改めて
1:47:29	話をさせていただきます。以上です。
1:47:37	はい、関西電力五島でございます。今補足をいただいてありがとうございます。いずれにしても高天井の池谷と奥川エリアの解釈につきましては、
1:47:51	私ども説明についてですね、ギャップがあったということは承知いたしましたので、この今後の対応についてはですね、また
1:48:01	後、ご指導、議論を行ってさせていただくということかというふうに理解、受けとめをいたしました。以上でございます。
1:48:12	はい。規制庁の今野です。
1:48:14	ありがとうございます。じゃあ、衛藤葛西防護審査基本設計方針の関係でこれ最後なんですけども。
1:48:22	放射線とたか天井と屋外のエリアが、すいません。エリアについてなんですけども、放射線のエリア今幾つかのエリアを基本設計方針の中に、
1:48:34	目、明示的に書いてもらってるんですけども、ここに、この、
1:48:39	ここについては基本設計方針には、それぞれのエリアの該当する条件を記載した上で、具体的なエリアについては、添付書類の方に記載していただければと思います。
1:48:52	それぞれのエリアについては、どういうそのエリアがどういうふう、そのエリアが該当する条件だけ、基本設計方針に記載してください。
1:49:00	すいません。関西電力の方、ご理解の方いただけましたでしょうか。
1:49:10	はい。関西電力牛島でございます。今おっしゃられた点はですね、例えば、8-4、4-3の14のポツのエリアのところを見た場合にですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:23	具体的に化学体積制御設備立つ円筒バルブ室であるとか主ねずみNPと雑円筒殻物質であるとかという具体例を列記してございますが、
1:49:34	放射線量が高くて、こういったところについては、本水準 1 を満足するようにという趣旨で書いて、具体的なバルブ室とか、そういったエリアの名称は、
1:49:47	能勢説明書側の方で出てくると、そういった構成が良いのかなと、そんなふう に今理解をいたしました。
1:49:57	規制庁の今野です。放射線のところのエリア、認識が合ってるかどうかの確認 なんですけども、単に放射線が放射線量が高いというスルー。
1:50:08	だけではなくて、審査会合の方で、こういう個人線量なり集団線量なりを用い て、こういうところについてはこういう対応しますっていう説明をこれまで、
1:50:19	されていると思いますので、そういったところを踏まえて、
1:50:22	条件っていうのを適切に基本設計方針の中に記載していただければと思いま す。
1:50:33	はい。監査ウシジマでございます今おっしゃられた、要はですね、対応すべき エリアの条件となることはきちんと書いた上で、具体的な名称は説明書の方で ということで承知をいたしました。
1:50:47	はい。はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。では、すみませんその 点は、そのようにお願いします。火災防護審査基準の加瀬葛西防護設備の基 本設計方針に関しては、とりあえずここまでなんですけれども。
1:51:02	一応ちょっとこのところで関西電力から、
1:51:05	何か質問等あればちょっとここで一旦お聞きしたいと思います何かありますで しょうか。
1:51:15	はい。関西電力仕様でございます。本日いただきましたところで基本設計方針 につきましては①の感知器の選定ということと、②の設置に関すること、そこを しっかりと意識して、
1:51:28	書き分けた記載にするようにということで理解しておりますのと、あとは保安水 準の適用に関するところですね、ちょっとギャップが、本日認識できましたの で、そこについてはちょっとまた今後、
1:51:42	対応が必要と、そのように認識してございます。
1:51:46	あと、加えて今岩野さんからおっしゃられた、放射線の高いところのエリアの記 載等ですね、そういったところを対応させていただきます。以上でございます。
1:52:00	岩野です。では、すみませんありがとうございますではちょっと次の項目に移り たいと思います。すみません森谷室長の方からお願いします。すみませんちょ っと 1 点だけ補足説明資料の 50 ページから始まるところに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:13	設計工事の自動火災報知設備の工事基準書等々の記載があつてそこからAからHまでの項目あるんですけども、入ってない。
1:52:25	もし、すみません。加瀬加瀬対策モリヤでございます。補足説明資料の 50 ページから後のところに施工上の留意点的なものをからその次の 51 ページから A から 1 までずっと並んでるやつがあるんですけども。
1:52:39	ちょっとその関係で一言、まず一つです考え方の整理ですけども、
1:52:47	でき、京都市の基準とか、引用されてますけれどもできれば、こちらとしての判断としてはローカルな基準よりも
1:52:57	工業会の工事基準書から引用するような全国的な基準としてやってますよっていう方は判断はしやすいかなとは思ってるのもし京都市消防局のものでなくても同等のものが
1:53:11	公示基準書から抜けるようだったらそちらの方が判断はしやすいかなと思ひながら見ておりました。で、そういったものにつきましたですね
1:53:19	多分説明として叩かれていないんですけども、消防法で、この感知器の設置を運用するときには、
1:53:30	当然、
1:53:32	こういう工事基準書なりに基づく運用がされていて、それが
1:53:41	何だろう。
1:53:43	いわば当然というか
1:53:48	当然になされているものというふうに運用され、一般的に運用されているっていうことがまず一つあってそれこそそういうものについては当然
1:53:59	火災防護審査基準にも上も
1:54:04	はい。支障がないものとして扱うのがそう使うのが合理的であるみたいなそんなことがあってこういうAからHみたいなものがある、あるんですけどっていう説明があるんだろうなとあって、あった方が
1:54:19	入って来やすいんだろうなと思っておりますのでその辺はちょっと今の 50 ページの書きぶりとか、少し考えていただければというのが一つ。
1:54:28	あと一つですHEのところでも最初の頃にシャワー室に感知器設置しないって書いてあって昭和 40 年の消防庁の通知を引用してるのはそれはわかるんですけども。
1:54:39	そこで想定してるシャワー室、多分一般的な宿直室の澤氏はそういうのを想定してるはずなんですけどそういうものと、この発電大飯の発電所におけるシャワー室が同等なものかどうかというところ。
1:54:53	このシャワー室だけちょっと事実関係をちょっと教えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:01	関西電力、大屋発電所、濱田です。基本的には一般の社長室長等々で、
1:55:12	ありますが、ちょっと現場の状況をまた写真等取りましてですね、
1:55:18	説明させていただき、基本的には同じものでございます。以上です。はい。資料を準備いたします。以上です。
1:55:30	はい。関西電力原子力事業本部からのウシジマでございます。今守山様からおっしゃられた点の 2. 名の方をですね今大飯発電所のハマダの方から御ご回答させていただきました。
1:55:43	1 点目に申していただいたおっしゃられた点につきましてはですね、補足説明資料の 50 ページのところですね、自火報の設備工事基準書。
1:55:55	私どもの場合京都市の消防局ローカルのですね、の要項の方もですね、引用する形で読み込んでございますが、全国大のと、統一的な見解という意味合いではですね。
1:56:12	この自動火災報知機設備工事基準書、こちらの方が、実際にはデファクトスタンダードといえますか民間で、この消防法の 23 条を受けてですね。
1:56:24	実際の施工にあたっての施工要領的に載せて設計されているものでございますので、こちらの基準書の方ですね、が適切であるということで記載の方は、
1:56:37	見直したいと考えてございます。具体的には 50 ページもそう、そうですし、51 ページの引用もっての引用元ですとか、52 ページのbの引用事。
1:56:50	そういったところにつきましても事前にそのような旨で、記載を訂正したいと考えてございます。以上です。
1:56:58	はい。ただしモリヤでございます。2 点目の方最初のご説明写真とまた別途よろしく申し上げます。1 点目の関係で、北井見直しということではあるんですけども、やはりこの、
1:57:12	ここさっと事実関係だけここでこういうふう引用されてますっていうふうにだけ述べてるんですけども、その意味するところも 50 ページのところ、書いていただければと思っております要は
1:57:22	全国全国的にはではないけどもこういう工事基準に載ってるような工法、施工上の工法というのがいわばデファクトスタンダード的なものになってますということについても今ご説明いただいたようなことを。
1:57:36	記述していただいた方がいいかなと思っておりますよろしく願いいたします。
1:57:41	はい。葛西牛島です。50 ページにその趣旨を記載することで承知をいたしました。
1:57:48	はい。私の方は以上です。
1:58:06	規制庁スズキです 1 点だけ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:12	先ほど車バイスのところで、資料を作っていただけるっていうお話だったんですけど。
1:58:18	今の補足説明資料の 53 ページだと、
1:58:23	シャワースっていうのは、ここの引用元のところで、
1:58:30	感知器を設置しないっていうふうに書かれているっていう記載になってるんですけど、これはかんじきっていうのは、煙も熱も歩道も何一つ、
1:58:39	設置しないというふうに言っているというふうに理解してよろしいでしょうか。
1:58:50	それで力を岩瀬小浜です。はい。鈴木さんおっしゃられる通り、今現状は何も設定しておりません。
1:58:59	設置しておりませんっていうのは、関西電力の設計として、そうしてないっていうだけであってこの引用事の昭和 44 年 7 月 7 日 on ったら 195 って、
1:59:11	書いてあるものでも、これ、これ自体に、
1:59:14	煙も熱も炎も、
1:59:18	感知器を設置しないっていう、何か明記がされてるってことですか。
1:59:58	規制庁そうですこの場でお答えいただかなくても結構ですので、シャワー室の資料作っていただいたときに、ちょっとその辺も補足して、
2:00:07	説明を入れといていただけますか。お願いします。私から以上です。はい、ありがとうございます。水原委員。
2:00:18	規制庁の今野です。関西電力の方今発言されたのであればもう一度お願いします。
2:00:23	はい。
2:00:24	関西電力大飯発電所です。はい。資料の方、準備していただきます。グループ長全部。
2:00:36	はい。規制庁の岩野です。すいませんちょっと資料を作る、作っていただけるということなんで、ちょっとつい、こういう点についてもちょっと対資料、資料に追加していただきたいっていうもので、
2:00:49	シャワー室の関係で、シャワー室と隣接エリアのところの境界部分の針の高さであったりだとか、空気が常に流入するような環境になってるかっていうところもちょうと、
2:01:00	資料のところに、ちょっと調べて追加していただければと思います。
2:01:05	よろしいでしょうか。
2:01:10	はい、関西電力発電所ハマダですと、空気の流れ、はい。
2:01:18	現場を含みまして、資料作成いたします。以上です。規制庁鈴木です。今、イワノが、
2:01:26	補足してくださいと言ってるところは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:29	補足説明資料の 116 ページで、
2:01:35	シャワー室の辺りの、
2:01:38	配置図が載っているところで、
2:01:42	車椅子が 2 ヶ所あると思うんですけどもそのシャワーす。
2:01:46	この絵がちょっとどういう具体的にどうなってるかっていうのが、知りたいなという観点だったので先ほどの写真を、で説明していただけるとかっていう。
2:01:57	話だとね図面で書いてある内容を、
2:02:02	どんなことが説明そこで説明されるのかっていうところを考えると、
2:02:09	そういった資料を作っていただきたいという趣旨でお願いしたところです。
2:02:16	よろしいでしょうか。
2:02:25	はい。関西電力郡発電所、濱田です。
2:02:30	はい。具体的に申しますとですね補足説明資料のページでいきますと 116 ページ。
2:02:41	ええ。
2:02:43	そうですね。丸。
2:02:46	左。
2:02:49	なお、左の中ほどに、
2:02:52	丸 20。
2:02:55	という、
2:02:57	浅井幹事、和気がございましてこちらの方を図面を元にですね、あと現場の状況も踏まえて、はい、説明をさせていただきます。
2:03:06	資料を作成いたします。はい。規制庁鈴木です。⑳にも、
2:03:11	シャワー室だったような説明だったと思います。そうですね。おっしゃる通りでございましてはい、そうですね。はい。ここで、先ほど今野が言ったこの
2:03:19	⑳人。
2:03:21	のドアが書いてありますけど、
2:03:24	ドアとその壁の関係みたいな、どういうふうになってるとか、その換気がどういうふうになってるかだとか、そういったことも含めて、説明をお願いしたいっていうところですね。ちなみに、
2:03:36	丸 25。
2:03:38	ドアが、
2:03:40	あってですね、何か通路みたいなところ、多分出ると思うんですけど、その、
2:03:45	図面で言うと右側の方はもう壁になってて、丸 24 号。
2:03:51	通過してこないと、ここに入りにできないのかっていうのもちょっとよくわからなくてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:57	ちょっとその辺の状況も、説明を付け加えていただけるとありがたいんですけど、お願いします。
2:04:06	はい、関西電力大井発電所ハマダです。はい、了解いたしました。
2:04:11	以上です。
2:04:13	規制庁鈴木です。岩野さん続けてください。
2:04:19	規制庁の今野です。はい。少々お待ちください。
2:06:00	関西電力、田中でございます。ご質問の衛藤といたしましては補足説明資料の280ページ以降のところに記載がございます。4ポツ、火災受信機盤に関わるものところの台数4.4-1-1図。
2:06:17	に記載があります。火災受信機盤の概要系統Ⅱ、こちらにつきまして、実際の火災受信機盤の盤面数であったりというところがちょっと網羅できていないというところのご指摘だと理解いたしました。
2:06:31	こちらのまず含めて先ほどご指摘がありました、役割で、それぞれの盤の役割であったりというところの方を、こちらの補足説明資料の方に追加させていただくというふうに考えてございます。
2:06:47	はい。規制庁の岩間です。すいませんお願いします。その下、火災受信機盤の①から③ってありますけど、そのどれが新設のものなのかっていうところもわかるように、
2:06:59	資料を拡充していただければと思います。
2:07:03	少々お待ちください。
2:07:08	すいません規制庁の西内と言いますけども、今のちょっと今のコメントでちょっともう少しだけ出資を補足したいんですけど、
2:07:17	市川さんの役割とか系統構成もそうなんですけど、気になったのは、今回増設する。
2:07:23	火災感知器は相当数あると伺ってますけども、それを中操で監視するために新しい盤を追加するんですね。そういう説明がまず、この間の現地確認さんにもお聞きしたと思うんですけどそういう理解でまずよかったですか。
2:07:41	はい。この前ご説明した通りでございます。失礼しました関西電力田中です。火災受信機盤を増設する、まず意図といたしましては、大量に火災感知器を新たに増設いたしますので、今の現状の火災受信機盤では、受入れるアドレス数が少ない感知、
2:08:01	機を受ける上がる数が少なくなったため、新たに火災受信機盤を追加で設ける意図でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:07	ですのでそれぞれの火災受信機盤に、今回増設する、もしくは施設の火災受信機の情報というものを、適切な設計をして各所にそれぞれの受信機盤に入れると。
2:08:21	いうふうに計画してございます。
2:08:23	ちょっとナナオですけども、それぞれの火災受信機盤の情報につきましては、最終的にはこの総合操作盤の方で監視ができるようにする予定にしております。
2:08:36	規制庁西内です。認識は合っていましたで、その説明であれば、まずもって、まず増設する火災感知器を、中操で間。
2:08:49	既存のものでまだ足りないんだよね。新しく置くだよねっていうその趣旨をまず説明すべきだよねっていうのがまずもっての問題意識です。
2:08:58	その上で、さらに総合監視盤っていう、別の目的で設置するものが追加で来るんだよねっていう話で、まず何が今回追加になったのかそれはどういう目的追加になったのかっていうそこら辺はわかるように、
2:09:13	整理されるべき、まず補足説明資料でしっかり整理されるべきかなというのがまず、
2:09:18	表の認識です。その上で、添付資料。
2:09:23	ないし基本設計方針設備には一応なりますので、そこにどれ、どこまで落とし込まれていけばいいのか、っていうものはちょっと別の観点での追加で確認はする必要があるかなと思いますけど。
2:09:35	まず補足説明資料です。正しい実態を説明いただく必要があるかなという趣旨です。
2:09:41	ご理解いただけますか。
2:09:46	関西電力田仲です。はい。コメント点理解いたしました。それぞれの件についての目的等をこの補足説明資料で明確にすることということで記載のほうを充実させていただきます。
2:10:01	はい。よろしく申し上げます以上です。
2:10:06	規制庁都築ですちょっと今の追加で聞きたいんですけども。
2:10:11	すいません私、現地確認行かなかったんで、
2:10:14	ニシウチが、
2:10:17	現地で聞いたっていうところは認識できてなかったんですけども。
2:10:22	受信基盤をふやす。
2:10:26	だけなのか、それとも、
2:10:29	受信機盤をふやして、入力できる、信号数を、
2:10:37	多くして、それで、その上で改めて既設の受信機盤も含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:44	取り込む信号を、
2:10:46	例えばエリアごとだとか建屋ごとだとかっていうように、
2:10:50	振り分け直すっていう。
2:10:53	改造も入るんでしょうかね。
2:11:04	浅井電力大井発電所ハマダです。
2:11:07	今回新設する火災感知器。
2:11:10	についてはすべて新しい受信基盤に入れる計画としています。
2:11:16	以上です。
2:11:17	規制庁数日そうすると、
2:11:22	既設のものと、新しいもので、
2:11:26	受信基盤が、それぞれ分かれていて、結局、
2:11:31	どのエリアで火災が発生したかっていうところを判別するのが非常に煩雑になるので、さらに何か総合操作、
2:11:41	版っていうのを追加して、そこで、簡単に何か、どこで出たのかとかっていうのがわかるように、
2:11:50	しようとしているってそういう意図ですか。
2:11:55	はい。関西電力大江発電所ハマダです。はい。鈴木様おっしゃられる通りで。はい。総合監視盤上では、マップでどこの感知器を発行しているか等がわかる。
2:12:07	ような、要は二つの総合二つの火災受信機盤を統合するような、
2:12:13	操作イメージになる。
2:12:17	総合監視盤を中央に1台設置する設計です。はい。以上です。
2:12:23	規制庁スズキです理解しました。今野。
2:12:26	そういうふ。
2:12:30	確認方法になるんだっていう、
2:12:34	目的も含めてちょっと、
2:12:38	資料の方は少し、
2:12:40	説明を加えていただけますでしょうか。
2:12:52	関西電力田仲でございます。承知いたしました。
2:12:56	規制庁都築です。私から以上です。
2:13:04	規制庁の今野です。では、次の項目に移りたいと思います。補足説明資料の289ページをお願い。
2:13:18	審査対象条文の関係なんですけども、まず第十四条の安全設備の項目で、下から3行目のところからなんですけども。
2:13:30	火災感知設備については、えっとですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:35	すいません下から4行目からですね、重要度分類に関する指針において、消火系は対象とされており、火災感知設備については関連系であり、
2:13:45	クラス3に体クラス3のため、安全設備に該当することから、審査西條条文とするというふうに書いてあるんですけども、火災感知設備が関連系であるっていうのは、
2:13:57	安全重要度分類指針のどこに書いてあるかっていうのを説明していただけますでしょうか。
2:14:09	はい。関西電力重村でございます。加瀬議員休憩安易にですね、指針の火災防護審査、
2:14:20	J-R分類の指針のところではですね、消火設備というものが出て参ります。しかしながら関連系というところですね、感知器が出てくるというところにつきましては、これらをブレイクした地学ですね。
2:14:35	4612というものがございまして、そちらの方までミニ国土によって、関連系というところを読み取ることができます。すいません辺りちょっと記載が、
2:14:48	ここについては充実する必要があるかと今のやりとりで感じました。
2:14:56	はい。規制庁の今野です。承知しましたJEAGの4612ですね。
2:15:02	後日ちょっと、その該当ページみたいのがあれば教えていただければと思います。ちょっとそれを踏まえて、17条のところが本当に該当するのかっていうのは、引き続きこちらで確認をします。
2:15:14	これについては、すいません。社長お待ちください。
2:15:20	規制庁鈴木です。ちょっと追加で確認したいんですけども。
2:15:24	先ほど関西電力から、JEAGの方では関連系として火災感知器が定義されてますっていうことだったんですけど、これっていうのは、
2:15:36	市岡算自動消火系。
2:15:41	起動するための火災感知器。
2:15:45	直接関連系として挙げてるとかそういうことではなくって、単純に火災が発生しかどうかを見る火災感知器っていうのが、
2:15:55	直接なのが関連なのかよくわからないですけども同じクラス3なので直接読むのかもしれないんですけども。
2:16:02	どういう関連系として定義されているんでしょうかその次葉の方では、
2:16:20	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
2:16:23	今、鈴木様がおっしゃられたところなんですけれども、
2:16:31	場所、消火系。
2:16:33	諸官庁間でセットになっていると考えておりまして、消火系を使って消火を行う際には、火災が発生しているっていうことを感知。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:47	できなければならないということで、そのパンチを担うの感知設備として、関連系として、いうふうに考えてございます。
2:16:56	うん。
2:16:57	既設スズキでそこは、
2:16:59	直接、自動消火設備の感知系だったら直接する関連系というふうに、
2:17:06	そんな気もするんですけど。
2:17:08	単なる関知するっていう観点での感知設備っていうのは、
2:17:12	間接関連系という、
2:17:15	意味合いで書いてある。
2:17:17	ということですからただ、倉沢野辺同じクラスにせざるをえないとそういう意味合いですか。
2:17:26	関西電力牛島でございます。今鈴木さんがおっしゃる点はですね、おっしゃるところ、その通りのところで、約4億1人はですねちょっとすいません。また後日、資料でご提示いたしますが直接関連系として、
2:17:42	感知器の方は位置付けてございますんで、その意味するところですね消火設備の用に使う自動感知器というものも含めておりますが、私ども消火活動に関しても、我々トリガーとなる感知器と。
2:17:55	いう意味合いからですね、ここは広く解釈をとっておりました。ただ最終的にはクラス3というところでは感知器はここに入っているというところでありませう。
2:18:06	ちょっとその線引きのところをですね、ちょっとまた確認ということであればまたちょっとチェックの記載のところについて今一度確認いたしますが、すいませんちょっとまた後日資料も送りますので、それをご確認いただければと思っております。
2:18:22	規制庁鈴木です。J薬の方はとりあえず、
2:18:26	ジャックスの方にそういった解説が書いてあるんであればそのページを教えてください、
2:18:34	この火災感知器を、関連系として、
2:18:40	クラス3というふうに位置付けてますっていうのは、
2:18:44	設置変更の手続きの中では、なされているものなんですか。
2:18:52	要するに添付8の安全機能の重要度分類表の方に、
2:18:57	書いてあるものなんでしょうかちょっとそれ私の方で見ればいいんでしょうけど今ちょっと手元にないもんですから、
2:19:05	説明していただければと思ったんですけど。
2:19:20	とりあえず今わからないってことであれば後で、
2:19:24	私たちの方で、一応刊本お借りしてるので、官報の方で確認しておきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:32	もし何か補足があれば
2:19:37	追加で後日でも結構ですので教えてください。
2:19:41	私からは以上です。
2:19:44	はい。監査役城間でございます。ちょっとこちらの方でも、安全重要度のエントリーの方については確認をしておきますが、今すいませんすぐ手元には出てこないで、後日確認ということをお願いできれば幸いです。
2:20:01	規制庁鈴木です。今野さん続けてください。
2:20:07	規制庁の岩野です。次の項目ですね。
2:20:11	補足、補正書のページがですね 03ー。
2:20:19	添えるえと添えるって書いてあって 5ー1。
2:20:27	すいません。ページが開いたら関西電力の方お声掛けいただけますと幸いです。
2:20:48	関西の原子力事業本部です 35.5ー1 で準備ができましたので、よろしくお願ひします。
2:20:58	規制庁の岩野です。このページですね、一番下のパラグラフのなあって書いてあるところの項目、パラグラフの 2 行目なんですけど、またって書いてあるところからで。
2:21:09	えっとですね火災感知設備は蒸気タービン、発電機内部。
2:21:15	発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管並びに高速回転機器ではないこと。
2:21:23	あと、技術基準規則のこの項目に掲げるものではないことから、15 条の 4 項に、
2:21:32	該当しませんということがここに書いてあるんですけども、技術基準規則の 15 条の 4 項っていうのは、
2:21:41	破片が発生する側に対する規制の項目ではなくて、破片が発生してそれが受ける側の、
2:21:53	受ける側の設備に対する条文なので、少なくともこの理由で、該当条文ではないっていうことは、説明できないと思うので、
2:22:03	ちょっとこのところ、
2:22:06	外どういう理由で該当するのか、もしくはしないのかっていうところ、ちょっともう一度整理して、説明していただければと思います。
2:22:17	はい。関西の原子力事業本部クマクラでございます。今ご指摘の点について、第 15 条の 4 項は部分、
2:22:26	同様のよう記載するかというところは、開講させていただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:37	はい。規制庁の今野です。まず、次回以降、説明していただけるということですよ。
2:22:57	関西電力の方すいません。音声聞こえていますでしょうか。
2:23:04	関西の原子力事業本部はクラレ尾関超えております。
2:23:10	どのように整理するかというところについては、
2:23:14	まだ次回以降、
2:23:17	ご説明させていただければと思います。
2:23:20	はい。規制庁の今野です。承知しましたでは確認していただいて、次回のヒアリングで、回答していただければと思います。
2:23:29	すいません。次の項目に移ります。次はですね、補正書の
2:23:37	03-添えるの1-1-3の耐震設計の関係なんですけれども。
2:23:50	すいません。またちょっとページが開いたら、またお声掛けいただけますと幸いです。
2:24:21	あさぎりの原子力事業本部クマクラでございます。
2:24:24	宇山様今ご指定いただきました、ページ番号なんですけれども、ちょっとおつきいんでしたら、3の別の添えるの1-1-3でよろしいでしょうか。
2:24:37	すいません。もしかしたら別だったとかもしれませんちょっと確認をします。
2:24:48	規制庁の岩野です。すみません別が抜けてました。別添の、そうですね。別の添の1の、
2:24:55	-1の-
2:24:57	衛藤。
2:24:58	3-3ですね。
2:25:00	すいません。ここ、すみませんありがとうございます。
2:25:04	このページ、ここ、耐震設計に関するところなんですけども、まず趣旨としては、耐震設計に関する説明が漏れなく申請書の中に入ってるかどうかというところを確認したいと。
2:25:17	そういう趣旨で、具体的にはですね耐震の基本設計、設計と耐震計算の基本方針については、
2:25:30	どう、どう、どう、すいません、感知器について網羅的に耐震の基本耐震計算に関する基本方針が全部入ってるのかどうか。
2:25:41	っていうところが入っているのかどうかを確認した上でですね、今
2:25:46	申請書なりを見るとですね、例えば光ファイバーに関する記述がなかったりして、そのすべての感知設備に対して網羅的に基本設計、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:58	耐震計算に関する基本方針が入ってるかどうかわからないんですね。で、もし何か取捨選択してこれは入れるこれは入れないってそういう考え方があるのであれば、ちょっとまずそのどういう考え方で、
2:26:10	取捨選択をして入れるものと入れないものを分けているのかっていうところを説明していただければと思います。
2:26:35	関西電力大飯発電所ハマダです。
2:26:39	まず、今回、火災感知器の耐震計算について、今回別添 1-1-3 に示すものというのは、一括工認のときに、再稼働の時に申請しました一括工認と、
2:26:54	同じもの。
2:26:57	で、申請させていただいております、
2:27:01	今回火災感知器を創設するに当たりまして、その他の、
2:27:07	取り付け方法。
2:27:10	するものにつきましてはですね。
2:27:12	補足説明資料の、
2:27:17	300、
2:27:23	22 ページ。
2:27:25	2、
2:27:27	ですね。
2:27:29	5-5-5 ということで火災感知器の基本的な支持構造以外の支持構造についてと。
2:27:39	ということで、
2:27:41	例えば、こちらの表第 1 項の 5-2 表、基本的な支持構造以外の火災感知器の行動計画としてですね、例えばナンバー一番でしたら金属躯体に溶接でつけるんですよとか、
2:27:55	そういったところを、
2:28:02	載せてございます。先ほど岩野さん言われました、光ファイバーケーブルについては言ったら、ケーブルトレイの中に入っているので、
2:28:13	ケーブルトレイの、
2:28:14	耐震
2:28:16	と同じと。
2:28:18	いうふうに考えてございましてそちら、もともとケーブルトレイっていうのは一括購入の時に、
2:28:25	からあったものでして。
2:28:27	そういった形でトレイと同じ強度を有するというふうに考えております。
2:28:33	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:36	規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。衛藤。
2:28:40	今回説明書の中に入れるものと、入れないものってところの、その違いは何なんですかね。
2:28:48	新基準の、同じ新基準の中でも、
2:28:54	新、同じ新基準で申請しているものの中でも
2:28:59	基本的なもう、
2:29:00	構造のものだけ入れて、申請書の中に入れていてというそういうことですか。
2:29:05	すみませんちょっとよく理解ができなかったのでちょっともうちょっと詳しく説明していただけますと最後に、
2:29:25	はい。関西電力こういう発電所ハマダです。
2:29:30	えっとですね、そうですねもともと基本的なということで金属躯体に感知器をつけるっていうのが私ども、元井
2:29:43	コンクリート躯体に火災感知器をボルトで固定するっていうのが基本的な感知器の設置方法でございまして、それを基本的なという形で、
2:29:53	一括公認を、の時に、耐震性の評価。
2:29:58	そして委員かけさせていただいてます。
2:30:01	ていう考え方の方とそこから、今回みたいに一般地区を調節する場合にそれ以外にもやはり、実際現場をよく見るとこういったつけ方も必要だよねという、溶接固定だったりとか、
2:30:16	いうところを、今回、補足説明資料で差別化してちょっと出させていただいたと。
2:30:22	いうことでございます。以上です。
2:30:29	規制庁の今野です。基本的なものだけが申請書の中に入っていて、それから外れるようなものについては補足説明資料に入っているとそういうことですね。
2:30:40	承知しました。少々お待ちください。
2:32:56	すみません規制庁の今野です。少々お待ちください。
2:33:03	規制庁の今野です。お待たせしました。背の基本的なところについてつけているということは説明は理解しましたちょっと引き続き、こちらの方でも
2:33:14	漏れ過不足とか漏れがないかというところを確認したいと思います。ここ、
2:34:16	規制庁の今野です。すみません。お待たせしました。
2:34:20	すみませんここまでで大体終わりですね、残りちょっと幾つか質問したいところ、細かな質問をしたいところがあってですね大体それが残り 30 後 30 分ぐらいかかるかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:33	こっちの方で思っているんですけども、今ヒアリングの時間がですね要請、予定をしていたものよりも大分オーバーしてしまっておりまして、関西電力の方で、
2:34:43	ここから、これ、続けて対応できるかっていうところをちょっと確認して、回答していただいてもよろしいでしょうか。
2:34:54	浅利力現職事業本部の牛山でございます。恐縮ですが引き続きお願いできればと思っておりますよろしくお願いいいたします。
2:35:03	はい。規制庁の岩野です。承知しました。では、ここまでのところで。衛藤。
2:35:56	すいません規制庁の今野です。すいませんちょっと幾つか簡単に質問だけさせていただければと思います。ちょっとともとお伝えしていた
2:36:10	段取りだと、スケジュールとか全部終わった後に、細かな質問をする予定だったんですけども、ちょっとすみません順番を変えて、簡単な質問をちょっと先に幾つかさせていただいてから、
2:36:24	ちょっと最後にスケジュールの話とかをさせていただきたいと思います。
2:36:29	すいません。1個目の確認なんですけども。
2:36:33	補正書のページで言うと03ー。
2:36:38	ローマ数字の2。
2:36:40	8ー4。
2:36:42	-3
2:36:45	の、敵の1をお願いします。
2:36:56	はい。関西電力原子力事業本部別、5005支店のページですが、市民ができましたので、よろしくお願いいいたします。
2:37:04	規制庁の岩野です。ありがとうございます。適用基準と適用規格のところの、申請書の構成についてちょっと確認したいんですけども。
2:37:15	今この今のページのところからですね適用基準適用規格が始まるんですけど、火災については、
2:37:25	適地のところで、共通事項、火災防護設備の共通設備についての適用基準規格が書いてあって、
2:37:35	一方ですね、共通項目のところは、
2:37:40	現現0施設の基本設計方針を読み込んでいて、適時減免施設の基本設計方針っていうのは、的の7ページから始まる場所にあるんですけど。
2:37:52	こういうふうな、同じ共通項目に、
2:37:56	の適用基準で、
2:37:58	なおかつまるっと全部県令施設のやつを読み込んでいるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:06	させてる基準、それぞれ適地と的な何書いてある基準っていうのが、多分差があるんですよその差が、どうしてそういう差があるのかとか、この適用基準はどういう考え方で、
2:38:18	どれに対応したものがどういうふうに書いてあるのかっていうところをちょっとすいません。
2:38:22	ちょっと審査申請書の、
2:38:25	がなかなかちよつとうまく読めなかったので、説明していただければと思います。
2:39:05	はい。関西営業部原子力事業本部熊倉でございます。今ご指摘いただきました点につきましては、よく社内整理をさせていただいた上で回答させていただきたいのですがよろしいでしょうか。
2:39:20	規制庁の岩根です。承知しました。そうですね。ちよつとどういうふうに読めばいいかっていうところを、また次回のヒアリングなり、ヒアリングなりで説明していただければと思います。
2:39:33	ちよつとじゃあすいません二つ目の項目に移ります。
2:39:36	補足説明資料の 45 ページをお願いします。
2:39:54	規制庁の今野です。準備できたらお声がけをお願いします。
2:40:03	はい。関西電力でございます。3 のカメラに関するところの記載の後、確認ということでもよろしいでしょうか。はい。規制庁の今野です。そうですねサーモカメラとアナログ式で内買す。そうですね。
2:40:16	のところ、防水型の炎感知器についてっていうところですね。
2:40:20	すいません。
2:40:22	1-4-1 の(2)って書いてあるところに、監視装置っていうふうに監視装置って書いてあるんですけども。
2:40:31	すいません。この監視装置っていうのは、
2:40:37	監視装置っていうのは、すいません。ちよつと待ってください。
2:40:49	すいません規制庁の今野です。すいませんちよつと勘違いがありました
2:40:54	ここについては大丈夫です。
2:41:02	すいません規制庁の今野です。すいません 1 点だけよろしいでしょうか監視装置って書いてあるのは、このモニターモニター。
2:41:11	と、何かパソコンみたいなものをイメージしたらよろしいんでしょうか。
2:41:21	関西電力田仲でございます。はい。ご認識の通りでモニターのことを指しております、ネットさんもカメラから日立のショップの方を、受信いたしましてそちらの方で、パンツケ所モニターとして確認ができるというものになってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:39	はい、規制庁の岩間ですありがとうございます。
2:41:42	すいませんじゃ、次はですね補足説明資料の 297 ページをお願いします。
2:42:15	関西行つての原子力事業本部です。297 ページの方を、準備できましたのでよろしく願いいたします。はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。このページの下から、
2:42:27	7、7 列目のところですね。すいません 7 行目のところですね。
2:42:33	火災防護設備に関わる機器の配置を示した図面と、あとその 1 個下に系統配置を示し明示した系統図っていうのがあるんですけど、ここの、
2:42:44	添付の要否っていうのがバツになっていて、バツであること自体はいいんですけども、その理由っていうところが、ここに書いてある可動者で、正しい句がないんじゃないかっていう観点で、
2:42:57	ちょっと各質問したいんですけども。
2:43:02	ここでは火災防護設備に係る機器の配置の変更を行わないため、
2:43:07	既工認既工事計画に変更がないため、添付は不要っていうふうに書いてあるんですけども。
2:43:16	何か私の理解としては、
2:43:22	当間火災防護施設等、
2:43:28	こういった図面については工認手続きガイドの中で、翌朝のものだけ添付すればよくて、今回の感知設備っていうのは火災、火災感知器とか火災防護設備っていうのは、
2:43:44	トヨ目標対比表、要目表のものではないので不要っていうふうに理解してたんですけども、何かそういった理由ではなくって、今ここに書いてあるような理由で、
2:43:55	外す、添付が不要ってなってるところがちょっと疑問で、何かその辺のところ、もし違うっていうところがあるのであれば、説明していただきたいんですけども。
2:44:08	足りる原子力事業本部プロペラでございます。今岩野様のご指摘いただいた箇所については、矢野さんはご認識いただいている通りだと。
2:44:18	私は感じてございます。おっしゃる通りで、火災を設備に係る機器の配置を明示した図面と、その系統図なんですけれども、今回申請対象としております火災感知設備については要目表対象ではないので、
2:44:34	これらの図面について、
2:44:37	添付不要と変更がないので添付不要というふうなのが、ただし、の理解だと感じておりますのでこちらについては訂正させていただきます。
2:44:47	はい。規制庁の今野です。承知しました。この点についてはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:52	今回質問という形なので、ちょっと次回のヒアリングで明示的に、ここについてはこういう理由で正しいんじゃないかということは別途、
2:45:02	お伝えしますので、すぐに作業はしていただいてもいいんですけど、次回のヒアリングで明示的にここについてはまた指摘をします。
2:45:11	はい。すいません。次の確認質問事項なんですけども、経営の補足説明資料の 322 ページをお願いします。
2:45:51	はい。すいません。また準備ができたならお声がけをお願いします。
2:46:06	浅利の原子力事業本部です。
2:46:09	322 ページについて
2:46:12	準備いたしましたので、よろしく申し上げます。はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。この後の 5-2 の表のところのちょっと見方を教えていただきたいんですけども。
2:46:23	ナンバー1 とナンバー2 っていうのは、すいません何が違うかっていうところを教えていただけますでしょうか。
2:46:42	はい、関西電力大井発電所ハマダです。
2:46:45	ナンバー1 とナンバー2 の違いっていうのは、アンチ機を取り付けております固定金具。
2:46:51	こちらの形状に違いがございまして、ナンバー1 バーギャーッこの字型、
2:46:57	それに金属再利用性付けを
2:47:02	販売っちゃうのは、
2:47:05	量、さっきのこの字型の横にBがついているパターンとなります。以上です。
2:47:12	はい、規制庁の岩根承知しましたこの。
2:47:15	金属筐体の部分が違うということですね。あと、承知しました。ありがとうございます。
2:47:20	関西電力大飯発電所ハマダやつや固定形状が違います。すいません。以上です。はい、ありがとうございます。
2:47:33	すいません。あと、すいませんこの、この表のところなんですけども。
2:47:38	これについてもやっぱり、基本的なものだけが書いてあって、
2:47:45	すべてのパターンとかすべて、基本的なもの以外のものってのは含まれてないというそういう理解でよろしいですか。
2:48:02	関西電力大井発電所ハマダです。
2:48:05	基本的なものって申しましたのは、先ほどコンクリートに今ボルトで固定するというのが基本的なもので、一応それ以外の構造は一応、
2:48:16	今記載している。
2:48:18	こちら補足説明資料に記載している構造で据えつけているという形が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:25	になります。
2:48:27	以上です。
2:48:34	規制庁の今野です。そうするとこのページにあるこの表で、がすべてが網羅されているっていうそういうことになるんですよ。
2:48:44	関西電力大飯発電所までです。そうです。今回設置するものについてはこの中のいずれかのパターンですりつけるという形になっております。
2:48:53	以上です。
2:48:57	はい。規制庁の岩野ですありがとうございます。今回設置されるものについてはっていうことは既設のものについては当然、当然入ってないっていうそういうことになるんですかね。
2:49:11	既設の関西電力で発電したものです。そうですね、既設のものについては、
2:49:19	はい。
2:49:19	そうですねもともと再稼働工認の時に審査終わっているというふうに認識してまして。
2:49:28	いうふうに考えています。以上です。
2:49:34	はい。規制庁の今野です。承知しました。このページにあるのは、そうですね。
2:49:39	今回設置するものの中のものについて設置方法が網羅的にこの5-5-5-2の表の中に入っているというふうに理解しました。
2:49:50	はい。わかりました。ありがとうございます。
2:49:53	すいませんこちらからいくつか質問したかった事項は、これで全部になります。
2:50:00	すいません所長ちょっと佐野セキが戻ってくるまで少々お待ちください
2:50:05	すいません。衛藤。
2:50:09	すいません。今野です。もう何点か質問させていただければと思います。
2:50:15	原子炉規制庁の畠山です。行って、耐震の関係でちょっとご説明いただいた中で、明示的に確認できる部分があるのであれば確認させていただきたいんですけども。
2:50:26	光ファイバーのところ、新規制の公認の立場のところ、
2:50:34	すでに
2:50:44	ごめん、ちょっと名前があったので申し訳なかった。ケーブルトレイに含まれていて、これはもうすでに審査済みですと。なので今回は、光ファイバーのところに耐震。
2:50:55	ついてなかったということのご説明いただいたかと思います。で、その御説明自体は、何となく理解はできるんですが、今、すでに既認可で見えていますっていうところは、今回の申請書で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:08	何らかしら触れられている部分があるのでしょうか。ちょっとページがわかりましたら、教えていただければと思います。
2:51:41	関西電力大飯発電所、濱田です。今回、火災感知器の確立長の申請をするにあたって今回増設するものに対して、
2:51:53	まず耐震性の研鑽者を押していますっていうのが、まず最初の整理でして。
2:52:00	すいません。先ほど畠山さん言われた時隣家で審査が終わっているという記載は書いてございません。以上です。
2:52:12	はい。事実関係として原子炉規制庁竹山です。事実関係としては、
2:52:18	今、申請書の中で光ファイバーの方はもうすでにケーブルトレイ入ってるっていうそれで、きんかんによりますっていうところは、目には見えないということですね。まず理解いたしました。
2:52:32	事実関係だけです。以上です。
2:52:42	すいません西内です。ちょっと2点ほどあつと確認できればいいんですけど、1点目は、すみませんちょっと戻るんですけどさっき話した火災受信機盤の時の話で、
2:52:56	補足説明資料上ご説明いただくのは先ほどお願いした話なんですけど、ちょっと追加で可能であれば一緒に説明いただきたいと思ってるのか、基本設計方針と、あとは添付資料2。
2:53:10	どこまで書くのか、っていうのをどういう考えで、申請をしているのかっていうのがわかるようにちょっと書いていただければなと。
2:53:18	ざっくり言うと総合監視盤っていう、最終的に監視をする、一本化して、それだけで見れるようっていう話で多分申請書類上どこにも読めないと思うんですけど。
2:53:28	そこら辺の各係の切り分けをどういうふうに考えて今申請してるのかっていうところがわかるような形で補足にちょっとまとめていただければと思うんですけど1点目お願いしてもいいですか。
2:53:58	3D-タナカでございます。江藤先ほどの石井様のご質問いただいた件なんですけれども、まずちょっと整理上、総合監視盤と呼んでいるものも、中央において自火報盤火災受信機盤と抜けるものもそう総合して、笹井受信機盤と呼称しておりますので、
2:54:17	現状の基本設計方針の記載としましては河西三木審議盤を中央制御室にて監視するというので、記載をしておりますので、基本的に設計から変更することは予定してございません。
2:54:35	その他補足説明資料につきましては目的等がわかるようにちょっとより詳細に記載をさせていただきたいと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:51	まず基本設計方針は何となく理解できていてで、
2:54:57	ちょっと待ってくださいあれ、補足で、今の火災受信機盤の説明書何ページでしたっけ。200。
2:55:11	すいません補足で火災受信機盤の機能について説明して何ページでしたっけ。すいません。
2:55:18	今、
2:55:18	関西電力田仲でございます。399 ページと 32019 ページから始まってございます。補足説明資料の 319 ページからでございます。
2:55:31	あれ、火災受信機盤のその何か系統構成的なものがちらっと載っていたのってどこでしたっけ。
2:55:37	衛藤葛西水嶋でございます。2ヶ所ありまして今ご質問のある機能的なところに関する記載が 280 ページから 281 ページのところ、
2:55:49	最初のところは個々の機能の役割について、もう少しわかるように、何が新しい版なのかを書くべきじゃないのと、そういうお話があったものが 280 と 281 のところあります。
2:56:03	で、今、耐震というところに話がおよんだ場合には、319 ページ以降にですね、耐震性についてということで感知器と受信盤を含めて書いてまして。
2:56:14	その中に受信機盤の①②③というものが登場してきて、受信機盤の①は、再稼働工認の受信機盤と同じでありということが、
2:56:26	319 ページの指標の一番下に書いてまして、320 ページ 2 を見ていただくと、火災受信基盤②③は、新規の番として、各耐震の確認をいたしました。
2:56:38	いうもので出てくるものでございます。
2:56:41	なので、機能的な記載のところと、耐震に関する記載のところそれぞれにあるというところで、それに関しての記載の充実のやりとりかと理解しております。
2:56:54	規制庁西内です理解できましてありがとうございます。
2:57:00	火災受信機盤で基本設計方針上って 34 号共用 3 号機に設置というものと、1234 共用 3 号機に設置っていう、二つ。
2:57:10	の記載がされてると思うんですけど、ちょっと具体的な系統構成説明いただく時に、どれがどれなんだっていうのがちょっとわかるようにその紐付けだけお願いしてもいいですか。
2:57:24	関西電力田仲でございます。承知いたしました違いがわかるように記載を充実いたします。
2:57:29	はいよろしく申し上げますでその上で添付で具体的な火災受信機盤の機能と書かれてると思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:37	その紐付けの分類分けによっては、多分、受信機盤によっては持つてる系機能が多分限定されるもの、あとはすべて持っているもの。
2:57:48	多分違いが出てくると思うんですね。場合によってはそういう使い分けをしてもいいのかなとそちらが明確になるのかなっていうところもあったので、まずはそういう意味でちょっと補足を充実いただいてそのあとの記載というようなこちらでも確認をしたいと思いますというのが1点目です。
2:58:04	あと2点目なんですけど、さっき、
2:58:07	木ほどイワノの方から、火災感知設備の耐震性の話をちょっと幾つか聞いてたと思うんですけど。
2:58:15	今回の火災感知器って、基本設計方針設備として登録しているっていう理解でやってます。
2:58:29	関西電力田仲でございます。はい。ご認識の通り基本設計方針で記載している技術基準適合設備と呼ばれるものに整理してございます。
2:58:39	その登録の仕方っていうのはあくまで火災感知器っていうものとして登録していて、何か型式ごとに登録しているものじゃないっていう理解ですかね。今の申請書を読む限りそういう整理なのかなって思ったんですけど。
2:58:56	関西電力田仲でございます。ご指摘の通りで、おっしゃる通りで型式単位で記載しているものではなく火災感知器の種別ごとに記載をしているものでございます。
2:59:11	わかりました。で、あとちょっと耐震の考え方だけなんですけど、耐震計算書って基本的に要目設備と基本設計方針設備っていうものはすべからくつけているっていう理解をしてるんですけど、まずその理解でいいですか。
2:59:29	すいませんそれからくっていうのは、要目設備基本設計方針設備のうちSとBだけですね、Cはつけてないので、
2:59:41	関西電力田仲でございます。おっしゃる通りで、要目表と基本基本設計方針対象設備のうち、耐震Sクラス、Bクラスのものに関して記載をしてございます。
2:59:53	わかりました。そういう意味で言うと、今回の火災感知器っていう、基本設計方針設備は種別ごとじゃない、火災感知設備を置くようっていうものの火災感知器集合体ですかね。
3:00:06	の、耐震計算として、基本的な行動計画を何パターンか示しているっていうことですかね説明としては、
3:00:17	関西電力田仲でございます。ご認識の通りでございます。
3:00:22	何となく理解できました。
3:00:25	わかりましたちょっとこちらでも確認しますありがとうございます。
3:00:32	私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:35	比嘉イワノ君に戻します。
3:00:48	規制庁の今野です。ではすいません、関調査官お願いします。
3:00:52	すいません少々お待ちください。
3:01:27	規制庁、天野です。お待たせしました。すいません関調査官お願いします。
3:01:31	はい。すいません。規制庁茂木です。すみませんちょっと時間長くなりましたが、
3:01:37	ちょっと大きいところから細かいところまで、
3:01:40	補正出していただいたんで、
3:01:43	一読に属して、
3:01:46	ちょっと気になったところについては、
3:01:50	大小問わず、
3:01:53	ちょっと指摘なり話をさせていただいたというのが今日の位置付けとってください。
3:01:58	それで、
3:01:59	若干まとめると、まずはちょっと基本方針に関する、
3:02:05	話で。
3:02:07	葛西。
3:02:09	審査基準のところの、
3:02:11	丸の1と0の2のところ。
3:02:14	軒、設計の仕方、記載の仕方っていうのは設計の仕方、については
3:02:23	ある程度、今日お話しした中で、共通認識が取れたと思うので最後ちょっとどう
3:02:35	いうふうに記載しましょうかねっていうところも含めて1回関西電力の方で、
3:02:40	間まとめていただきたいというふうに考えてます。
3:02:42	それでその時に、
3:02:55	あわせてちょっと私個人、読んでて思うところだけ申し上げますと、
3:02:58	と、
3:03:09	十分な保安水準のところの書きぶりのところですね、やはり何か突然保安水準はこうだこうだって二つ書いてあるような形になって、
3:03:11	ていうふうに読めてですね。
3:03:16	やっぱりちょっとどういうふうに設定したのかっていう位置付けが、
3:03:25	ちょっとこの文章だけ読んでみると、なくてこうやるんだっていうふうにしちちょっと読めないんですよね。今まで議論してきたところから言うと、
3:03:29	やっぱ保安水準を設定するにしても、
3:03:33	2-2-1の0の人。
3:03:33	と大体同じような感じ性能になるようとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:36	いわゆるここにポツ 2 の、この工水、
3:03:42	そうですね意識しながら今までずっと話を続けてきたと思う。
3:03:48	続けて、
3:03:50	来てずに共通理解に至ったと思うので、
3:03:53	やはりちょっと最後CAQ時にですね、
3:03:58	消防法施行規則通り今回バックフィットしてつけるところも含めてですね、ちょっとこの構成を意識していただいて、どういう位置付けのものなんだよっていうのを、
3:04:09	整理して記載のほうをちょっとしていただきたいと思います。ちょっとこのところは、ちょっと追加して申し上げますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。
3:04:21	ここまでのところで関西電力から何かあります。
3:04:30	はい。感染カウシジマでございます。ありがとうございます。本日、今おっしゃっていただいた点ですね、私どもの方も、この設計方針の骨子について見直し用という認識がまず、まずもってございます。
3:04:47	温水順応の書きぶりについてはですね、ちょっと唐突感があるねというご指摘でもございますので、ちょっと今まで議論してきた経緯からですね。
3:04:58	この書きぶりについて充実が必要ということは今承りました。ちょっとその書きぶりについては検討いたします。
3:05:09	で、まだ、その際にはですね、一つ、一番最初となりますか、保安水準の適用についてですね、今日議論もありましたので、その議論を
3:05:23	恐らくは踏まえた形で、ちょっと書きぶりを見直す必要があるのかなと、そのような認識でございます。以上です。
3:05:31	はい。規制庁の関です。今おっしゃっていただいた経緯っていうのは審査会合でこうやったというよりは最終的にまとめる段においてですね何をおさえ。
3:05:43	しているのかっていうところがちゃんと書き表せられているというのが重要だと思ひますので、
3:05:49	最終形として、
3:05:53	意識してもらいたいなと思ひます。そういう意味ではちょっと話脱線しちゃうかもしれないんですけど、後ろの方で、
3:06:02	高放射線エリアに関しても 4 エリアも、
3:06:08	ところここだけはちょっと固有名詞で、
3:06:11	今否定して来てるっていうところもあるんですけども。
3:06:15	共通、最終的に、
3:06:19	審査会合で理解したというところは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:23	やはり、
3:06:28	放射線防護の管理を事業者として行うにあたって許容できないところがある、
3:06:37	ご主張されていて、それに対して私たちも理解している、
3:06:43	ところがあると思うので、ここに指定するのがいいのかであるとかですね、やはりそういうところできちんと書くのがいいのかであるとかそういうところをしっかりと、
3:06:55	関西電力の方で考えていただいた方がいいのではないかと思います。ただ書き方の問題ですので、そこは関西電力がどう考えるのかで、
3:07:06	私たちの受けとめになると思いますので、なりますので、私から言うことはこのぐらいにさせていただきますと思います。
3:07:13	というのが1点目。
3:07:15	それから、高天井と屋外ではもうちょっと、私さっき申し上げたので2度繰り返しませんので、
3:07:22	よろしくお願ひしたいと思います。
3:07:26	それから、最後モリヤの方で、
3:07:32	施工要領書の関連で、これ何でしたっけももとは考慮事項という、
3:07:40	言葉使ってましたっけ。
3:07:42	今野。
3:07:45	施工上の留意点ですねごめんなさい、のところについては、多分、
3:07:54	消防法施行規則に従ってるところでいくとどうしてもこれ、
3:08:02	原子力の基準みたくですね性能規定化してなくて使用規定であるところがゆえにですねそれその例外をいくつかこう認めているというのが、
3:08:12	例外を慣習的に
3:08:16	運用上良いようであるということを
3:08:22	当初に、ごめんなさい工業会の当初に落とされていたりとかですねそういうふうになされてると思いますんでちょっとそういうところを意識していただいて、
3:08:37	一般的に認められているところはどうなのかっていうところを、事業者としてまとめたいというふうに考えてます。その上で私たちがそのところについて、
3:08:47	どう判断するのかっていうところが、最後気になると思いますのでそういうまとめ方をさせていただきたいと思います。その他については記載の、
3:08:55	方針であるとかということについてはまた別途進めさせていただきたいと思っています。
3:09:01	その上でちょっと今後どういう進め方にするのかっていうところは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:06	お話をいただければというふうに思います私からは以上になります。何かあるようであればコメントしていただいて、あと合わせて今予定についてもあるのであれば、予定の話をしていただければと思います。私から以上になります。
3:09:35	関西電力の城間でございます。セキ様ありがとうございました。今おっしゃっていただいた点、何点かございましたけれども、趣旨は承知をいたしました。
3:09:46	特にその振り分けですね、下、本水準の適用に関するところは時間をかけて議論させていただきましたので、今基本設計方針の記載ぶりがですね、十分な保安水準の設定の結論。
3:10:00	のところに、ね、なってるというところについてはですね、趣旨は、意図するところですねもう少し丁寧に書いて、そういうことかと理解をしております。
3:10:11	高店長とか奥田が今日あった議論を踏まえてということで修正をしております。あとその辺りもおっしゃっていただいた点ですね、泊市長様からもコメントいただきました。
3:10:24	日本工業会のホーチキの工業会ですね、別府スタンダード化されているのがですね、消防法の解釈の範囲の中であると、私ども受け取って、理解しておりますので、
3:10:39	その辺りの趣旨もですね、きちんと事業者の言葉として書かせていただきたいと思っております。以上でございます。
3:10:53	はい、規制庁の伊ワノですありがとうございます。すいません
3:10:57	修正した資料の提出のスケジュールとかについて、ご回答いただけますと幸いです。
3:12:45	お待たせをいたしました関西電力押山でございます。本日いただいたコメントを踏まえてですね、基本設計方針の修正の案でありますとか、
3:12:57	間瀬説明書の休日分とかですね、補足説明資料への追加といった後、コメント回答ですね、もう
3:13:08	今、
3:13:09	対象を含めて、かなりボリュームがあるという認識でございまして、私どもからの提出等目途としては、今 24 の金曜日とかをちょっと考えた次第なんですが、いかがでございましょうか。
3:13:38	はい。規制庁の岩野です。て、次の提出のめどについて承知いたしましたではまた来年以降ですねヒアリングを設定とかを
3:13:47	東京支社を通じてさせていただければと思います。
3:13:52	すいません少々お待ちください。
3:14:07	はい。規制庁の今野です。あれ、承知しました。本庁からアガワからは特に何かあり。あと、特にこれ以上ありません。鈴木さん何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:19	規制庁スズキです特にありません。はい、ありがとうございます。関西電力の方から全体通して何かあれば、お願いします。
3:14:30	はい。関西電力嶋でございます。長時間に渡りましてありがとうございました。本日いただいたコメントから私の理解としてはですね、基本設計方針につきましても何がしかの修正が必要であると。
3:14:44	説明書についてもしっかりと補足説明資料ではしっかりと充実する必要であると、いったふうに受けとめてございまして、今 24 日で資料を提出するというところでございしますが、
3:14:56	今今野様からおっしゃっていただいたように、年明け経営にですね、ヒアリングを設定いただくとして、またその後にはですね、これ私の方の側の考えもあるのかもしれませんが、いずれにしましても、
3:15:09	別途補正が必要と、そのような認識しております。そのような受けとめでございます。
3:15:18	はい。以上です。
3:15:21	規制庁の岩根です。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。